

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（第39号）…… 2
- 秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例（第40号）…… 3
- 秋田市文化会館条例の一部を改正する条例（第41号）…… 3
- 秋田市公民館設置条例の一部を改正する条例（第42号）…… 3
- 秋田市女性学習センター条例の一部を改正する条例（第43号）
…… 3
- 秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例
（第44号）…… 3

規 則

- 秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則（第51号）
…… 4
- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する
規則（第52号）…… 4
- 秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則の一部を
改正する規則（第53号）…… 4
- 秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正
する規則（第54号）…… 5

上下水道局管理規程

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規
程（第7号）…… 5
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規
程の一部を改正する規程（第8号）…… 10

訓 令

- 秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令（第10号）…… 10

教 委 訓 令

- 秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令（第4号）
…… 10

農 委 訓 令

- 秋田市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令（第1号）
…… 11

上下水道局訓令

- 秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令（第2号）
…… 11

告 示

- 現金取扱員への再委任について（第294号）…… 11
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第295号）…… 11
- 交付要求通知書の公示送達について（第296号）…… 11
- 現金取扱員への再委任について（第297号）…… 11
- 専決処分した予算およびその要領について（第298号）…… 12
- 平成21年11月秋田市議会臨時会において議決を経た予算および
その要領について（第299号）…… 12
- 自動車臨時運行許可番号標番号の無効について（第300号）…… 14
- 放置自転車等の撤去および保管について（第301号）…… 14
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第302号）
…… 14
- 現金取扱員への再委任について（第303号）…… 14
- 地縁による団体の認可について（第304号）…… 14
- 生活保護法による医療機関の指定、変更、休止および廃止につ
いて（第305号）…… 15
- 生活保護法による施術者の指定について（第306号）…… 15
- 身体障害者福祉法による医師の指定について（第307号）…… 15
- 放置自転車等の撤去および保管について（第308号）…… 16
- 市道路線の認定について（第309号）…… 16
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第310号）…… 17
- 生活保護法による介護機関の指定、変更および廃止について
（第311号）…… 17
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第312
号）…… 18
- 平成21年12月秋田市議会定例会において認定を経た決算および
その要領について（第313号）…… 18
- 平成21年12月秋田市議会定例会において議決を経た予算および
その要領について（第314号）…… 38
- 市税督促状の公示送達について（第315号）…… 47
- 都市計画の変更について（第316号）…… 47

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第19号）…… 48

選 管 告 示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数につ
いて（第81号）…… 48
- 投票区の変更について（第82号）…… 48
- 秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所
および氏名について（第83号）…… 48

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第15号）…… 48

上下水道局告示

○公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第40号）
.....48

公 告

- 平成20年度に地積調査を行った区域の土地の地図および簿冊の閲覧について.....48
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出の関係書類の縦覧について.....49
- 道路法による主要地方道秋田岩見船岡線において歩道の新設等を行うことに必要な権限の代行について.....49
- 建築基準法による道路の指定について.....49
- 建築基準法による道路の一部廃止について.....49
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について.....49
- 放置自転車等の撤去および保管について.....50
- 土地区画整理事業の終了の認可について.....50
- 予防接種法によるインフルエンザ定期予防接種について.....50
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について.....50
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について.....50
- バス交通利用促進事業業務委託の公募型プロポーザルの実施について.....51
- 差押財産の公売について.....51
- 秋田市マイタウン・バス東部線運行业務の公募型プロポーザルの実施について.....52
- 一般競争入札の執行について.....53

上下水道局公告

- 入札参加希望者の公募について.....54
- 平成21年度受益者負担金の賦課対象区域について.....55
- 公共下水道築造工事に係る特定建設工事共同企業体の入札参加資格の申請の受付について.....55

条 例

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第39号

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例
（秋田市職員給与条例の一部改正）

第1条 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「8時間」を「7時間45分」に改める。
（秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正）

第2条 秋田市公営企業職員の給与に関する条例（昭和28年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第16条第4項中「40時間」を「38時間45分」に改める。
（秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第3条 秋田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第12条第1号および第2号中「20時間、24時間又は25時間」

を「19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分」に改める。

（秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）
第4条 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時間から32時間まで」を「15時間30分から31時間まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。
（秋田市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

第5条 秋田市職員の修学部分休業に関する条例（平成18年秋田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1週間を通じて20時間」を「当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1」に、「30分」を「5分」に改める。

（秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正）
第6条 秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例（平成18年秋田市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1週間を通じて20時間」を「当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1」に、「30分」を「5分」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項、附則第5項および附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

（秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後において地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）をするため、

同条第3項の規定による承認又は育児休業法第11条第2項において準用する育児休業法第10条第3項の規定による承認を受けようとする場合には、施行日前においても、第4条の規定による改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条の規定により割り振られることとなる当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間を育児休業法第10条第1項第1号に規定する当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間として、同項各号の規定を適用することができる。

3 この条例の施行の際現に育児短時間勤務をしている職員に係る当該育児短時間勤務の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該育児短時間勤務の期間の末日までの間において任命権者が定める内容の育児短時間勤務をすることの承認があったものとみなす。

4 この条例の施行の際現に育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員および施行日において同条の規定による短時間勤務をすることとなった職員の同日以後における勤務の日および時間帯は、育児休業法第10条第1項各号に適合するように任命権者が定めるものとする。

（秋田市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

5 施行日以後において第5条の規定による改正後の秋田市職員の修学部分休業に関する条例（以下「新修学部分休業条例」という。）第2条に規定する修学部分休業をするため、同条第1項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前におい

ても、同項の規定の例により、当該承認を申請することができる。

6 この条例の施行の際現に第5条の規定による改正前の秋田市職員の修学部分休業に関する条例第2条に規定する修学部分休業をしている職員に係る当該修学部分休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日に、施行日から当該修学部分休業の期間の末日までの間において任命権者が当該職員の意見を聞き定めた内容の新修学部分休業条例第2条第1項に規定する修学部分休業をすることの承認があったものとみなす。

(秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

7 施行日以後において第6条の規定による改正後の秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例(以下「新高齢者部分休業条例」という。)第2条に規定する高齢者部分休業をするため、同条第1項の規定による承認を受けようとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該承認を申請することができる。

8 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の秋田市職員の高齢者部分休業に関する条例第2条に規定する高齢者部分休業をしている職員に係る当該高齢者部分休業の承認は、施行日の前日を限り、その効力を失うものとし、施行日から当該高齢者部分休業の期間の末日までの間において任命権者が当該職員の意見を聞き定めた内容の新高齢者部分休業条例第2条第1項に規定する高齢者部分休業をすることの承認があったものとみなす。

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第40号

秋田市立学校設置条例の一部を改正する条例

秋田市立学校設置条例(昭和39年秋田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

別表小学校の表秋田市立金足東小学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第41号

秋田市文化会館条例の一部を改正する条例

秋田市文化会館条例(昭和55年秋田市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表(第4条関係)」に改め、同表第二会議室の項から和室練習室の項までを削り、同表第一展示ホールの項中「第一展示ホール」を「展示ホール」に改め、同表第二展示ホールの項を削り、同表の備考の5中「繰り上げ」を「繰上げ」に、「第一展示ホールおよび第二展示ホール」を「展示ホール」に、「次による区分」を「次の区分による使用料」に改め、同表の備考の6中「第一展示ホール又は第二展示ホール」を「展示ホール」に改め、同表の備考の9を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市公民館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第42号

秋田市公民館設置条例の一部を改正する条例

秋田市公民館設置条例(昭和29年秋田市条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条の表秋田市中央公民館の項中「秋田市大町二丁目3番27号」を「秋田市山王七丁目3番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市女性学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第43号

秋田市女性学習センター条例の一部を改正する条例

秋田市女性学習センター条例(昭和55年秋田市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「秋田市大町二丁目3番27号」を「秋田市山王七丁目3番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第44号

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業等の設置等に関する条例(昭和41年秋田市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「および下水道事業」を「、下水道事業および農業集落排水事業(個別排水処理事業を含む。以下同じ。)」に改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(3) 農業集落排水事業

第2条第2項中「下水道事業」の次に「および農業集落排水事業」を加える。

第3条に次の1項を加える。

4 農業集落排水事業は、別表第3のとおりとする。

別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3 農業集落排水事業(第3条関係)

排水区域面積	排水人口	1日最大処理能力
723.0ヘクタール	19,592人	4,830.3立方メートル

備考 この表に掲げる排水区域面積および1日最大処理能力には、個別排水処理事業に係るものを含まない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

2 秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例(昭和60年秋田市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第5条中「市長」を「管理者」に、「追徴」を「追徴し」に改める。

第6条、第7条第1項および第8条中「市長」を「管理者」に改める。

第9条中「ついて」を「関し」に、「別に」を「管理者が別に」に改める。

(秋田市農業集落排水施設条例の一部改正)

3 秋田市農業集落排水施設条例(平成元年秋田市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第4条、第6条および第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第2項および第9条中「規則に」を「管理者が」に改める。

第11条から第13条までの規定、第16条、第17条第2項ただし書、第18条第2項、第19条および第20条中「市長」を「管理者」に改める。

第21条中「第5条」を「市長は、第5条」に、「者は」を「者に対し」に、「に処する」を「を科する」に改める。

第22条中「詐欺」を「市長は、詐欺」に、「ついては」を「対し」に改める。

第23条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

(秋田市個別排水処理施設条例の一部改正)

4 秋田市個別排水処理施設条例(平成16年秋田市条例第131号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項および第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第5条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項および第3項中「市長」を「管理者」に改める。

第6条第1項および第7条中「市長」を「管理者」に改める。

第9条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第10条、第13条、第16条、第17条、第19条、第23条、第24条第2項ただし書、第25条第2項、第27条および第28条中「市長」を「管理者」に改める。

第29条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

第30条中「第10条」を「市長は、第10条」に、「又は第14条から第16条まで」を「、第14条、第15条又は第16条」に、「者は」を「者に対し」に、「に処する」を「を科する」に改める。

第31条中「詐欺」を「市長は、詐欺」に、「ついては」を「対し」に改める。

(秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例の一部改正)

5 秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例(平成16年秋田市条例第132号)の一部を次のように改正する。

第2条、第3条第2項、第4条第2項、第5条および第6条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第7条中「規則で」を「管理者が別に」に改める。

規 則

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第51号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則(昭和28年秋田市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第12条の6中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第52号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年秋田市規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「8週間後」を「16週間後」に改め、同条第2項および第3項中「半日勤務時間の割振り変更」を「4時間の勤務時間の割振り変更」に改める。

第9条第1項中「8週間後」を「16週間後」に改める。

第10条第1項第2号中「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に、「8時間」を「7時間45分」に改める。

第10条の4第3号および第4号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第12条第1項に次のただし書を加える。

ただし、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第12条第2項を削り、同条第3項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号ア中「4時間」を「3時間55分」に改め、同号イ中「5時間」を「4時間55分」に改め、同号ウ中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第3号中「1時間未満」を「1分未満」に改め、同項第4号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項を同条第2項とする。

第14条第2項中「休暇」の次に「(以下この条において「特定休暇」という。)」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

第14条第3項中「第1項の表第12号から第12号の3までの休暇」を「特定休暇」に改め、同条第4項中「第1項の表第12号から第12号の3までの休暇」を「特定休暇」に改め、同項第1号中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項第2号中「8時間」を「7時間45分」に、「1時間未満」を「1分未満」に改め、同項第3号中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市文化会館の附属設備等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第53号

秋田市文化会館の附属設備等の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市文化会館の付属設備等の使用料等に関する規則（昭和55年秋田市規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表音響設備の項大ホールの項中

エコーマシンA	1台	510円	
二連レコードプレーヤー卓	一式	610円	レコードは別
二連オープンテープレコーダー卓	一式	610円	テープは別

を

エコーマシンA	1台	510円	
---------	----	------	--

に

改め、同表音響設備の項小ホールの項中

三点つり	1基	300円	マイクは別
二連レコードプレーヤー卓	一式	610円	レコードは別
二連オープンテープレコーダー卓	一式	610円	テープは別

を

三点つり	1基	300円	マイクは別
------	----	------	-------

に

改め、同表その他の備品の項会議室等の項中

ワイヤレスマイク	1本	300円	電池は別
レコードプレーヤー	1台	200円	

を

ワイヤレスマイク	1本	300円	電池は別
----------	----	------	------

に、

レーザーポインター	1個	1,230円	
同時通訳放送装置	一式	10,300円	1日につき電池は別

を

レーザーポインター	1個	1,230円	
-----------	----	--------	--

に

改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第54号

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

秋田市農業委員会に対する事務委任に関する規則（平成16年秋田市規則第100号）の一部を次のように改正する。

本則第4号中「第20条第1項」を「第18条第1項」に改め、本則第5号中「第82条第1項」を「第49条第1項」に改め、本則第6号中「第83条」を「第50条」に改め、本則第7号中「第83条の2」を「第51条第1項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

上下水道局管理規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年12月28日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第7号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程（昭和53年秋田市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条から第9条までを次のように改める。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 条例第3条第3項第1号の給料表（以下「給料表」という。）の適用を受ける者をいう。
- (2) 昇格 職員の職務の級を同一の給料表の上位の職務の級に変更することをいう。
- (3) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (4) 経験年数 職員が職員として同種の職務に在職した年数（第7条の規定によりその年数に換算された年数を含む。）をいう。
- (5) 必要経験年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な経験年数をいう。
- (6) 在級年数 職員が同一の職務の級に引き続き在職した年数をいう。
- (7) 必要在級年数 職員の職務の級を決定する場合に必要な1級下位の職務の級における在級年数をいう。
- (8) 正規の試験 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の行う試験又は管理者がこれに準ずると認める試験をいう。
- (9) 大学卒業程度 大学卒業程度試験およびこれに相当する正規の試験をいう。
- (10) 短大卒業程度 短大卒業程度試験およびこれに相当する正規の試験をいう。
- (11) 高校卒業程度 高校卒業程度試験およびこれに相当する正規の試験をいう。

（級別標準職務）

第3条 条例第3条第2項に規定する職務の級の分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第1に定める級別標準職務表（以下「級別標準職務表」という。）に定めるとおりとし、級別標準職務表に掲げる職務とその複雑、困難および責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

（職務の級の決定）

第4条 職員の職務の級は、級別標準職務表により、かつ、この規程で定める基準に従い決定する。

（級別資格基準表）

第5条 職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は、この規程において別に定める場合を除き、別表第2に定める級別資格基準表（以下「級別資格基準表」という。）に定めるとおりとする。

(級別資格基準表の適用方法)

第6条 級別資格基準表は、試験の欄の区分および学歴免許等の欄の区分に応じて適用する。この場合において、それぞれの区分に対応する級別資格基準表の職務の級の欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を、下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。

2 級別資格基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分は次に掲げる職員に適用する。

- (1) 正規の試験の結果に基づいて職員となった者
- (2) 正規の試験に準ずる試験としてあらかじめ管理者の承認を得た試験の結果に基づき、管理者により承認された方法により選択されて職員となった者
- (3) 特殊の知識を必要とし、かつ、その職務の複雑、困難および責任の度が正規の試験の行われる職と同等と認められる職に任用された職員で、第1号に掲げる職員に準じて取り扱うことについてあらかじめ管理者の承認を得たもの
- (4) 前3号のいずれかに該当し、その後人事交流等により引き続いて給料表の適用を受けない職員、国家公務員、他の地方公共団体の職員その他管理者の定めるこれらに準ずる者となり、引き続きそれらの者として勤務した後、引き続いて職員となった者

3 級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分は、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格に応じて適用するものとし、当該学歴免許等の欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、人事院規則9-8(初任給、昇格、昇給等の基準)に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)に定めるところによる。ただし、職員の有する最も新しい学歴免許等の資格以外の資格によることがその者に有利である場合には、その資格に応じた区分によることができる。

4 前項の場合において、その者に適用される級別資格基準表の試験の欄の区分に対応する学歴免許等の欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する職員に対する級別資格基準表の学歴免許等の欄の適用については、その最も低い学歴免許等の区分による。

(経験年数の起算および換算)

第7条 級別資格基準表を適用する場合における職員の経験年数は、級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分の適用に当たって用いるその者の学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数による。

2 級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分の適用に当たって用いる学歴免許等の資格を取得した時以後の職員の経歴のうち、職員として同種の職務に在職した年数以外の年数については、別表第3に定める経験年数換算表に定めるところにより職員として同種の職務に在職した年数に換算することができる。

(経験年数の調整)

第8条 職員に適用される級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分に対して別表第4に定める修学年数調整表(以下「修学年数調整表」という。)に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格を有する者については、前条の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。

(特定の職員の在級年数の取扱い)

第9条 次の各号に掲げる職員に級別資格基準表を適用する場合における在級年数については、当該各号に定める期間をその職務の級の在級年数として取り扱うことができる。

(1) 第16条の規定の適用を受けた職員および第17条に該当し、同条の規定の適用を受けた職員 局内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める期間

(2) 第24条第1項に規定する異動をした職員 局内の他の職員との均衡およびその者の従前の勤務成績を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める期間

第22条に見出しとして「(委任)」を付し、同条を第39条とする。第21条を第38条とし、第20条を第37条とする。

第19条の見出し中「派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、同条中「派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、「必要があると認められるときは」の次に「、あらかじめ管理者の承認を得て」を加え、同条を第33条とし、同条の次に次の3条を加える。

(給料の訂正)

第34条 職員の給料の決定に誤りがあり、これを訂正しようとする場合において、あらかじめ管理者の承認を得たときは、その訂正を将来に向かって行うことができる。

(管理者の定める基準等についての暫定措置)

第35条 第17条、第19条第1項第1号又は第25条第1項第2号に規定する管理者の承認を得て定めることとされている基準が定められるまでの間におけるこれらの規定による号俸又は職務の級の決定は、あらかじめ個別に管理者の承認を得て行うものとする。

(この規程により難い場合の措置)

第36条 特別の事情によりこの規程の規定によることができない場合又はこの規程の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、別に管理者の定めるところにより、又はあらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

第18条第1項中「派遣職員」を「外国派遣職員」に、「別表第5」を「別表第7」に改め、同条第2項中「派遣職員」を「外国派遣職員」に、「管理者の定める基準」を「管理者の承認を得て定める基準」に改め、同条を第32条とする。

第17条中「第13条」を「第26条」に改め、同条を第30条とし、同条の次に次の1条を加える。

(上位資格の取得等の場合の号俸の決定)

第31条 職員が新たに職員となったものとした場合に現に受ける号俸より上位の号俸を初任給として受けるべき資格を取得した場合(第22条第3項又は第25条第2項の規定の適用を受ける場合を除く。)又は管理者が定めるこれに準ずる場合に該当するときは、その者の号俸を管理者の定めるところにより上位の号俸に決定することができる。

第16条中「認められる場合には」の次に「、あらかじめ管理者の承認を得て」を加え、同条を第29条とする。

第15条を第28条とし、第14条を第27条とする。

第13条中「第15条又は第16条」を「第28条又は第29条」に改め、同条を第26条とする。

第12条を削る。

第11条第2項中「前項」を「前2項」に、「同項の規定にかかわらず」を「これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 職員を降格させた場合で当該降格が2級以上下位の職務の級への降格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。

第11条を第23条とし、同条の次に次の2条を加える。

(給料表の適用を異にする異動の場合の職務の級)

第24条 職員を給料表の適用を異にして他の職務に異動させる場合におけるその者の職務の級は、その異動後の職務に応じ、かつ、第10条第1項第1号に掲げる職務の級にあってはあらかじめ管理者の承認を得て定める基準に定める資格基準に従い、その他の職務の級にあっては級別資格基準表に定める資格基準に従い決定するものとする。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ級別資格基準表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

(給料表の適用を異にする異動をした職員の号俸)

第25条 前条第1項に規定する異動をした職員の当該異動後の号俸は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。

(1) 次号に掲げる者以外の者 新たに職員となったとき(免許等を必要とする職務に異動した者)にあっては、その免許等を取付したときから異動後の職務と同種の職務に引き続き在職したものとみなしてそのときの初任給を基礎とし、かつ、局内の他の職員との均衡およびその者の従前の勤務成績を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

(2) その初任給の決定について第16条又は第17条の規定の適用を受けた者および管理者の定める異動に該当する異動をした者 あらかじめ管理者の承認を得て定める基準に従い、前号の規定に準じて昇格、昇給等の規定を適用した場合に異動の日に受けることとなる号俸

2 前項の規定によるその者の号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、同項の規定にかかわらず、当該初任給として受けるべき号俸をもって、その者の異動後の号俸とすることができる。

第10条第1項中「別表第4」を「別表第6」に、「昇格後の号俸欄」を「昇格後の号俸の欄」に改め、同条第2項中「職員」を「前3条の規定により職員」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第20条の規定により職員を昇格させた場合において、前2項の規定によるその者の号俸が新たに職員となったものとした場合に初任給として受けるべき号俸に達しないときは、前2項の規定にかかわらず、その者の号俸を当該初任給として受けるべき号俸とすることができる。

第10条を第22条とする。

第9条の次に次の12条を加える。

(新たに職員となった者の職務の級)

第10条 新たに職員となった者の職務の級は、その職務に応じ、かつ、次に定めるところにより決定するものとする。

(1) 行政職給料表(1)の職務の級5級、6級、7級および8級にあっては、あらかじめ管理者の承認を得て定める基準に定める資格を有していること。

(2) 前号に掲げる職務の級以外の職務の級にあっては、その職務の級について級別資格基準表に定める資格を有していること。

2 第16条各号のいずれかに掲げる者から職員となった者又は第

17条に規定する職に採用された者に前項第2号の規定を適用する場合において、局内の他の職員との均衡上必要があると認められ、かつ、あらかじめ管理者の承認を得たときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

(新たに職員となった者の号俸)

第11条 新たに職員となった者の号俸は、前条の規定により決定された職務の級の号俸が別表第5に定める初任給基準表(以下「初任給基準表」という。)に定められているときは当該号俸とし、当該職務の級の号俸が初任給基準表に定められていないときは初任給基準表に定める号俸を基礎としてその者の属する職務の級に昇格し、又は降格したものとした場合に第22条第1項又は第23条第1項の規定により得られる号俸とする。ただし、初任給基準表の試験の欄にその者に適用される区分の定めのない者又はその者に適用される初任給基準表のこの欄の区分に対応する学歴免許等の欄の最も低い学歴免許等の区分よりも下位の区分に属する学歴免許等の資格のみを有する者の号俸は、その者の属する職務の級の最低の号俸とする。

2 職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員の号俸については、前項の規定にかかわらず、第13条から第18条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号俸を調整し、又はその者の号俸を前項の規定による号俸より上位の号俸とすることができる。

(初任給基準表の適用方法)

第12条 初任給基準表は、試験の欄の区分および学歴免許等の欄の区分に応じて適用する。

2 初任給基準表の試験の欄の区分の適用については、第6条第2項の規定の例によるものとし、初任給基準表の学歴免許等の欄の区分の適用については、学歴免許等資格区分表に定める区分によるものとする。

(学歴免許等の資格による号俸の調整)

第13条 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で当該学歴免許等の資格を取得するに際しその者の職務に直接有用な知識又は技術を修得したと認めるものに対する初任給基準表の適用については、その者に適用される初任給基準表の初任給の欄に定める号俸の号数にその加える年数(1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)の数に4を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号俸をもって、同欄の号俸とすることができる。

2 初任給基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分の適用を受ける者に対する前項の規定の適用については、その区分に応じ、「大学卒業程度」にあっては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあっては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあっては「高校卒」の区分が初任給基準表の学歴免許等の欄に掲げられているものとみなす。

(経験年数を有する者の号俸)

第14条 新たに職員となった次の各号に掲げる者(職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者を除く。)のうち当該各号に定める経験年数を有する者の号俸は、第11条第1項の規定による号俸(前条第1項の規定の適用を受ける者にあっては、同項の規定による号俸。以下この項において「基準号俸」という。)の号数に、当該経験年数の月数を12月(そ

の者の経験年数のうち5年を超える経験年数（第1号に規定する管理者の定める者においては管理者の定める経験年数および第3号又は第5号に掲げる者で必要経験年数が5年以上の年数とされている職務の級に決定されたものにおいては当該各号に定める経験年数とし、職員の職務にその経験が直接役立つと認められる職務であって管理者の定めるものに従事した期間のある職員の経験年数のうち局内の他の職員との均衡を考慮して管理者が相当と認める年数を除く。）の月数にあっては18月）で除した数に4を乗じて得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号俸とすることができる。

- (1) 第6条第2項第1号および第2号に掲げる者 その者の任用の基礎となった試験に合格した時以後の経験年数又はその者に適用される初任給基準表の試験の欄の「正規の試験」の区分に応じ、「大学卒業程度」にあっては「大学卒」の区分、「短大卒業程度」にあっては「短大卒」の区分、「高校卒業程度」にあっては「高校卒」の区分に属する学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者においては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数（第10条の規定により決定された職務の級の号俸が初任給基準表に定められていない者のうち管理者の定める者においては、管理者の定めるところにより得られる経験年数）
 - (2) 第6条第2項第3号に掲げる者 その者の職務に有用な免許その他の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者においては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
 - (3) 第6条第2項第4号に掲げる者 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数（前条第1項の規定の適用を受ける者等で管理者の定めるものにおいては、管理者の定めるところにより得られる経験年数）
 - (4) 前3号又は次号に該当する者以外の者 初任給基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条第1項の規定の適用を受ける者においては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格）を取得した時以後の経験年数
 - (5) 第1号から第3号までに該当する者以外の者で基準号俸が職務の級の最低の号俸（初任給基準表に掲げられている場合の最低の号俸を除く。）であるもの 級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える経験年数
- 2 新たに職員となった者のうち、その者に適用される初任給基準表の学歴免許等の欄の学歴免許等の区分に対して修学年数調整表に加える年数が定められている学歴免許等の資格を有する者で前条第1項の規定の適用を受けないものに対する前項の規定の適用については、同条第1項の規定の適用を受けるものとした場合のその適用に際して用いられる学歴免許等の資格を取得した時以後の経験年数の年数と同項の規定による加える年数を合算した年数をもって、前項各号に定める経験年数とする。
- 3 第1項の規定を適用する場合における職員の経験年数の取扱いについては、前2項に定めるもののほか、第7条および第8条の規定を準用する。

（下位の区分を適用する方が有利な場合の号俸）

第15条 前2条の規定による号俸が、その者に適用される初任給基準表の試験の欄の区分により初任給の欄の号俸が下位である試験の欄の区分を用い、又はその者の有する学歴免許等の資格のうちの下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸に達しない職員については、当該下

位の区分を用い、又は当該下位の資格のみを有するものとしてこれらの規定を適用した場合に得られる号俸をもって、その者の号俸とすることができる。

（人事交流等により異動した場合の号俸）

第16条 次に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となった者の号俸について、前2条の規定による場合には著しく局内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得てその者の号俸を決定することができる。

- (1) 給料表の適用を受けない職員
- (2) 国家公務員
- (3) 他の地方公共団体の職員
- (4) 職制もしくは定員の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたことにより退職して1年を経過しない者
- (5) 管理者が前各号に掲げる者に準ずると認める者（特殊の職に採用する場合等の号俸）

第17条 特殊の技術、経験等を必要とする職に職員を採用しようとする場合において、号俸の決定について第14条又は第15条の規定による場合にはその採用が著しく困難になると認められるときは、これらの規定にかかわらず、局内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める基準に従い、その者の号俸を決定することができる。

（特定の職員についての号俸）

第18条 新たに職員となった者のうち、その職務の級を第10条第1項第1号に掲げる職務の級に決定された者について局内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得て、第14条から前条までの規定に準じてその者の号俸を決定することができる。

（昇格）

第19条 職員を昇格させる場合には、次に定めるところにより、その者の属する職務の級を1級上位の職務の級に決定するものとする。

- (1) 第10条第1項第1号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ管理者の承認を得て定める基準に定める資格を有していること。
- (2) 前号に規定する職務の級以外の職務の級への昇格については、その職務の級について級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数を有していること。

2 勤務成績が特に良好である職員に対する前項第2号の規定の適用については、級別資格基準表に定める必要経験年数又は必要在級年数に100分の80以上100分の100未満の割合を乗じて得た年数をもって、それぞれ級別資格基準表の必要経験年数又は必要在級年数とすることができる。

3 第1項の規定による昇格は、現に属する職務の級に1年以上在級していない職員については行うことができない。ただし、職務の特殊性等によりその在級する年数が1年に満たない者を特に昇格させる必要がある場合であらかじめ管理者の承認を得たときは、この限りでない。

（上位資格の取得等による昇格）

第20条 職員が第6条第2項第1号から第3号までのいずれかに該当することとなり、又は級別資格基準表の学歴免許等の欄の区分を異にする学歴免許等の資格を取得し、もしくは級別資格基準表に異なる資格基準の定めのある試験の欄の区分の適用を受けることとなった等の結果、上位の職務の級に決定される資格を有するに至った場合には、前条の規定にかかわらず、その

資格に応じた職務の級に昇格させることができる。
(特別の場合の昇格)

第21条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年秋田市条例第8号)に定める派遣職員(以下「外国派遣職員」という。)が職務に復帰した場合又は管理者が定めるこれに準ずる場合において、局内の他の職員との均衡上特に必要があると認められるときは、あらかじめ管理者の承認を得てその職務に応じた職務の級に昇格させることができる。

2 職員が生命をとして職務を遂行し、そのために危篤となり、又は著しい障害の状態となった場合は、第19条の規定にかかわらず、あらかじめ管理者の承認を得て昇格させることができる。
別表第1中「別表第1 行政職給料表(1) 級別標準職務表(第

2条関係)」を「別表第1 行政職給料表(1) 級別標準職務表(第3条関係)」に改める。

別表第2および別表第3を次のように改める。

別表第2 行政職給料表(1) 級別資格基準表(第5条関係)

試験	学歴 免許等	職務の級				
		1級	2級	3級	4級	
正規の試験	大学卒業程度	大学卒		3	4	4
			0	3	7	11
	短大卒業程度	短大卒		5.5	4	4
			0	6	10	14
	高校卒業程度	高校卒		8	4	4
			0	8	12	16

別表第3 経歴年数換算表(第7条関係)

経	歴	換 算 率
地方公務員、国家公務員又は旧公共企業体、政府関係機関もしくは外国政府の職員としての在職期間	職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下(局内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下)
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職員としての職務にその経歴が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{80}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間(正規の修学年数内の期間に限る。)		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	教育、医療に関する職務等特殊の知識、技術又は経歴を必要とする職務に従事した期間で、その職務についての経歴が職員としての職務に直接役立つと認められるもの	$\frac{100}{100}$ 以下
	技能、労務等の職務に従事した期間で、その職務についての経歴が職員としての職務に役立つと認められるもの	$\frac{50}{100}$ 以下(局内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、 $\frac{100}{100}$ 以下)
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下(局内の他の職員との均衡を著しく失う場合は、 $\frac{50}{100}$ 以下)

備考

- 1 その他の期間の項その他の期間の項のうち、職員としての職務に役立つと認められる期間で管理者が定めるものについては、その換算率を管理者が別に定める。
- 2 前歴15年を超える期間については、その期間を5割とする。

別表第5中「別表第5 休職期間等換算表(第18条関係)」を「別表第7 休職期間等換算表(第32条関係)」に改め、同表休職等の期間の欄「職員が公務上の災害」を「当該休職に係る生死不明又は所在不明の原因である災害により職員が公務上の災害」に、「派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、同表備考中「派遣職員」を「外国派遣職員」に改め、同表を別表第7とする。

別表第4中「別表第4 行政職給料表(1) 昇格時号俸対応表(第10条関係)」を「別表第6 行政職給料表(1) 昇格時号俸対応

表(第22条関係)」に改め、同表を別表第6とする。

別表第3の次に次の2表を加える。

別表第4 修学年数調整表(第8条関係)

学歴区分	修学 年数	基準学歴区分			
		大学卒 (16年)	短大卒 (14年)	高校卒 (12年)	中学卒 (9年)
博士課程修了	21年	+5年	+7年	+9年	+12年

修士課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
専門職学位課程修了	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学6卒	18年	+ 2年	+ 4年	+ 6年	+ 9年
大学専攻科卒	17年	+ 1年	+ 3年	+ 5年	+ 8年
大学4卒	16年		+ 2年	+ 4年	+ 7年
短大3卒	15年	- 1年	+ 1年	+ 3年	+ 6年
短大2卒	14年	- 2年		+ 2年	+ 5年
短大1卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校専攻科卒	13年	- 3年	- 1年	+ 1年	+ 4年
高校3卒	12年	- 4年	- 2年		+ 3年
高校2卒	11年	- 5年	- 3年	- 1年	+ 2年
中学卒	9年	- 7年	- 5年	- 3年	

備考

- 1 学歴区分欄および基準学歴区分欄の学歴免許等の区分については、それぞれ学歴免許等資格区分表に定めるところによる。
- 2 この表に定める年数（修学年数欄の年数を除く。）は、学歴区分欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格についての基準学歴区分欄の学歴免許等の区分に対する加える年数又は減ずる年数（以下「調整年数」という。）を示す。この場合において、「+」の年数は加える年数を、「-」の年数は減ずる年数を示す。
- 3 級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄にこの表の学歴区分欄の学歴免許等の区分と同じ区分（その区分に属する学歴免許等の資格を含む。）が掲げられている場合におけるこの表の適用については、当該区分に対応する修学年数欄の年数をその者の有する学歴免許等の資格の属する区分に対応する同欄の年数から減じた年数をもって、その者の有する学歴免許等の資格についての当該級別資格基準表又は初任給基準表の学歴免許等欄の区分に対する調整年数とする。この場合において、その年数が正となるときはその年数は加える年数とし、その年数が負となるときはその年数は減ずる年数とする。
- 4 その者の有する学歴免許等の資格に係る修学年数および調整年数について管理者が別段の定めをした職員については、管理者が定める修学年数および調整年数をもって、この表の修学年数および調整年数とする。

別表第5 行政職給料表(1) 初任給基準表（第11条関係）

	試 験	学歴免許等	初任給
正規の試験	大学卒業程度		1級25号俸
	短大卒業程度		1級15号俸
	高校卒業程度		1級5号俸

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成21年12月28日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局管理規程第8号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程の一部を改正する規程（平成18年秋田市上下水道局管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し中「平成21年1月1日」を「平成22年1月1日」に改め、同項中「平成21年1月1日」を「平成22年1月1日」に、「平成20年1月1日」を「平成21年1月1日」に改める。

附則第6項中「平成20年1月1日」を「平成21年1月1日」に改める。

附則第7項中「平成21年1月1日」を「平成22年1月1日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第10号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程（平成7年秋田市訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、本籍・住所・氏名変更届により」を削る。

第8条第1項の表通常勤務の項中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改め、同表遅番勤務の項中「午前10時」を「午前10時15分」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「又は当該公署の特殊の必要」を削り、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第4号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年12月28日

秋田市教育委員会

委員長 菊 地 重 昭

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市教育委員会職員服務規程（平成7年秋田市教委訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、同条第8号中「同法第17条に規定する」を「育児休業法第17条の規定による育児短時間勤務の例による」に改め、同号を同条第9号とし、同条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 自己啓発等休業 法第26条の5に規定する自己啓発等休業をいう。

第5条第1項中「、本籍・住所・氏名変更届により」を削る。
 第8条第1項の表中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「又は当該公署の特殊の必要」を削り、「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。
 第12条第1項中「育児休業、育児短時間勤務」を「自己啓発等休業、育児休業、育児短時間勤務等」に改める。
 附 則
 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

農 委 訓 令

農委訓令第1号

農 業 委 員 会
関 係 各 所

秋田市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年12月15日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

秋田市農業委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

秋田市農業委員会事務局処務規程（昭和44年秋田市農業委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第19号を次のように改める。

(19) 農地法第52条に基づく賃借料情報の提供に関すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

上 下 水 道 局 訓 令

秋田市上下水道局訓令第2号

上 下 水 道 局
関 係 各 所

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成21年12月28日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

秋田市上下水道局職員就業規程の一部を改正する訓令

秋田市上下水道局職員就業規程（昭和31年秋田市水道ガス局訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第3条中「および下水道事業」を「、下水道事業および農業集落排水事業」に改める。

第7条第1項中「、本籍・住所・氏名変更届により」を削る。

第17条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第3項中「16時から32時まで」を「15時30分から31時まで」に改め、同条第4項中「32時間」を「31時間」に改める。

第18条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改め、同項の表普通勤務の項中「17時30分」を「17時15分」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「第2項」を「前項」に改め、「又は当該公署の特殊の必要」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第20条第1項中「8週間後」を「16週間後」に改め、同条第2項および第3項中「半日勤務時間」を「4時間の勤務時間」に改める。

第21条第2項中「8週間後」を「16週間後」に改める。
 第23条第1項中「半日」を「4時間」に改める。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第294号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年12月1日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
土田 繁	最上谷布美子	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、公衆電話使用料の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

秋田市告示第295号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年12月1日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成21年度第3期国民健康保険税督促状

秋田市告示第296号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年12月2日

秋田市長 穂 積 志

- 送達を受けるべき者の住所および氏名
宮城県仙台市太白区富沢一丁目5番18-205号
佐藤 浩 吉
- 送達する書類名
交付要求通知書 1通

秋田市告示第297号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次

のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年12月7日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
柴田 守	伊藤 紘一	河辺市民センターにおいて取り扱う使用料の収納に関する事務。河辺地域活動センターにおいて取り扱う使用料その他の歳入金の収納に関する事務。つり銭の出納保管に関する事務

秋田市告示第298号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成21年12月8日

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		20,715,723	189,293	20,905,016
	1 地方交付税	20,715,723	189,293	20,905,016
16 県支出金		6,415,641	173,766	6,589,407
	2 県補助金	3,054,303	173,766	3,228,069
歳 入 合 計		117,720,780	363,059	118,083,839

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 衛 生 費		9,298,726	363,059	9,661,785
	2 保健所費	1,999,842	363,059	2,362,901
歳 出 合 計		117,720,780	363,059	118,083,839

秋田市告示第299号

平成21年11月25日の「平成21年11月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成21年12月8日

秋田市長 穂 積 志

平成21年度秋田市一般会計補正予算（第6号）

平成21年度秋田市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

秋田市長 穂 積 志

専決第43号

専 決 処 分 書

平成21年度秋田市一般会計補正予算（第5号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成21年11月13日

秋田市長 穂 積 志

平成21年度秋田市一般会計補正予算（第5号）

平成21年度秋田市一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ363,059千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,083,839千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,769千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118,107,608千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県支出金		6,589,407	23,769	6,613,176
	2 県補助金	3,228,069	23,769	3,251,838
歳 入	合 計	118,083,839	23,769	118,107,608

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		13,432,432	8,123	13,440,555
	1 総務管理費	10,787,312	8,123	10,795,435
3 民生費		35,105,183	7,390	35,112,573
	2 児童福祉費	9,963,900	7,390	9,971,290
5 労働費		428,164	986	429,150
	1 労働諸費	428,164	986	429,150
7 商工費		6,551,774	2,495	6,554,269
	1 商工費	6,551,774	2,495	6,554,269
10 教育費		11,054,680	4,775	11,059,455
	5 社会教育費	2,285,411	3,799	2,289,210
	8 短期大学費	729,488	976	730,464
歳 出	合 計	118,083,839	23,769	118,107,608

平成21年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第4号）
平成21年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第4号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ494千円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ537,785千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰入金		451,101	494	451,595
	1 繰入金	451,101	494	451,595
歳 入	合 計	537,291	494	537,785

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		386,879	494	387,373
	1 総務管理費	386,879	494	387,373
歳 出 合 計		537,291	494	537,785

秋田市告示第300号

次の自動車臨時運行許可番号標番号は無効とする。

平成21年12月8日

秋田市長 穂 積 志

自動車臨時運行許可番号標番号	無効となる年月日
秋田 85	平成21年12月8日

秋田市告示第301号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年12月9日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 17台

イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成21年11月16日から平成21年11月30日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成21年12月23日から平成22年6月23日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035

秋田市東通仲町4番3号

秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第302号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年12月10日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

平成21年度および過年度通知分国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第303号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成21年12月14日

秋田市長 穂 積 志

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
菊地 輝子	松澤 尚子	児童館、児童センター、児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地 輝子	米田恵吏子	児童館、児童センター、児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務
菊地 輝子	田口 友樹	児童館、児童センター、児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務

秋田市告示第304号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年12月14日

秋田市長 穂 積 志

1 名称

中野西町内会

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げる地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

(1) 会員相互の連絡事務に関すること。

- (2) 地域生活環境の改善および向上に関すること。
- (3) 会員相互の親睦および文化教養に関すること。
- (4) 会員の福祉厚生に関すること。
- (5) 会館の維持管理に関すること。
- (6) その他の目的達成に必要なこと。

3 区域

本会の区域は、秋田県秋田市下新城中野字街道端西241番地168から241番地505地内の区域とする。

4 主たる事務所

秋田県秋田市下新城中野字街道端西241番地269

5 代表者の氏名及び住所

千葉 秀 男

秋田市下新城中野字街道端西241番地189

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

9 認可年月日

平成21年12月14日

秋田市告示第305号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成21年12月15日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
はやかわ眼科 クリニック	秋田市泉東町8番9号	平成21年 9月1日
やすおか 小児科医院	秋田市保戸野千代田町14番 9号	平成21年 9月1日
こころの クリニック	秋田市手形住吉町1番3号 三愛会ビル2F	平成21年 10月1日
お肌のクリニック	秋田市手形住吉町1番3号 三愛会ビル2F	平成21年 10月1日
金星堂薬局	秋田市上北手百崎字諏訪ノ 沢3番地65	平成21年 8月6日
佐野薬局 保戸野千代田町店	秋田市保戸野千代田町15番 31号プレジール宇佐見1階	平成21年 9月1日
さくら薬局 手形住吉店	秋田市手形住吉町2番3号	平成21年 9月11日

診 療 科 名	医 師 氏 名	医 療 機 関 名	所 在 地
内科・外科	市原利晃	秋田往診クリニック	秋田市広面字谷内佐渡336番地2
消化器・代謝内科	中根邦夫	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町4番30号

有限会社今薬局	秋田市千秋明徳町2番19号	平成21年 9月4日
---------	---------------	---------------

2 変更

名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
早川眼科伊奈皮 ふ科医院	早川眼科医院	早川眼科伊奈 皮ふ科医院	平成21年 10月1日

3 休止

名 称	所 在 地	休 止 年月日
半田薬局 自衛隊前店	秋田市將軍野東四丁目13番 1号	平成21年 4月15日

4 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
有限会社今薬局	秋田市千秋明徳町2番14号	平成21年 9月3日

秋田市告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成21年12月15日

秋田市長 穂 積 志

指定

氏 名	施術所の 名 称	施術所の所在地	指 定 年月日
石井 準	いいじま 整骨院	秋田市飯島道東二丁 目13番24号	平成21年 9月11日
古木 将喜	げんきや 本舗秋田 中央整骨院	秋田市広面字小沼古 川端441番地	平成21年 9月1日
三浦 孝子	株式会社ふ れあい在宅 マッサージ	秋田市広面字土手下 45番地1 2F	平成21年 9月15日

秋田市告示第307号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師を次のとおり指定したので、秋田市身体障害者福祉法施行細則（平成15年秋田市規則第3号）第5条の規定により告示する。

平成21年12月17日

秋田市長 穂 積 志

小児外科	蛇 口 達 造	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番 2
泌尿器科	沼 倉 一 幸	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番 2
内科・循環器内科	山 岸 逸 郎	山岸クリニック	秋田市大住四丁目12番47号
小児外科	森 井 真也子	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番 2
内科・消化器科	白 根 研 二	白根病院	秋田市旭北栄町 5 番29号
内科・消化器科	那 須 宏	白根病院	秋田市旭北栄町 5 番29号
内科・消化器科	小野寺 佳 奈	白根病院	秋田市旭北栄町 5 番29号
内科・消化器科	伊 藤 紘 朗	白根病院	秋田市旭北栄町 5 番29号
消化器科	大 竹 由 比	工藤胃腸内科クリニック	秋田市中通一丁目 3 番 5 号 秋田キャッスルホテル 2 階
内科・消化器科	細 谷 重 直	細谷病院	秋田市南通宮田 3 番 10号
内科	石 川 淨 基	五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17番23号
内科	須 藤 まき子	外旭川病院	秋田市外旭川字三後田142番地
内科・胃腸科・外科	岩 崎 齊	岩崎医院	秋田市雄和妙法字上大部90番地 1
内科	倉 光 智 之	くらみつ内科クリニック	秋田市山王五丁目10番28号
外科	吉 田 節 朗	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号
消化器科	星 野 孝 男	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号
消化器科	和 田 勲	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号
消化器内科	後 藤 隆	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番 2
消化器内科	石 井 元	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番 2
消化器科	片 岡 英	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番 2
消化器内科	鎌 田 健太郎	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番 2
消化器科	佐 藤 亘	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番 2
消化器内科	澁 谷 友 美	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番 2
内科	三 浦 光 一	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番 2
消化器科	山 田 育 弘	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番 2
小児外科	吉 野 裕 顕	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番 2
小児科	野 口 篤 子	秋田大学医学部附属病院	秋田市広面字蓮沼44番 2
消化器科	鈴 木 俊 夫	鈴木内科胃腸科医院	秋田市牛島東二丁目 2 番37号
消化器内科	福 田 健	福田胃腸科クリニック	秋田市広面字家ノ下34番地 1
消化器・代謝内科	小 松 眞 史	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号
外科	古 屋 智 規	市立秋田総合病院	秋田市川元松丘町 4 番30号
内科・胃腸科	福 島 幸 隆	福島内科医院	秋田市南通宮田15番46号

秋田市告示第308号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成21年12月22日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数

- ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 16台
- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 4台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成21年12月1日から平成21年12月15日まで

(3) 返還を行う時間および場所

- ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所

- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成22年1月5日から平成22年7月5日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属

この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866-2035
秋田市東通仲町 4 番 3 号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第309号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するので、同法第 9 条の規定により告

示する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月24日

秋田市長 穂 積 志

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
30855	寺内油田25号線	寺内油田三丁目104番58地先 寺内油田三丁目104番55地先	
41259	飯島穀丁9号線	飯島字穀丁大谷地208番2地先 飯島字穀丁大谷地216番1地先	
41260	外旭川山崎8号線	外旭川字山崎34番5地先 外旭川字山崎63番6地先	
51033	御所野下堤1号線	御所野下堤四丁目2番1地先 御所野下堤四丁目2番6地先	
51034	御所野自歩道9号線	御所野元町三丁目2番4地先 御所野堤台一丁目2番2地先	
60844	新屋船場町8号線	新屋船場町5番53地先 新屋船場町5番52地先	
80455	黒沢4号線	太平黒沢字野崎94番1地先 太平黒沢字野崎115番2地先	

2 縦覧期間

平成21年12月24日から
平成22年1月7日まで

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月24日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第310号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	路線名	起 点	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	寺内油田25号線	寺内油田三丁目104番58地先 寺内油田三丁目104番55地先	82.90	6.00
市道	飯島穀丁9号線	飯島字穀丁大谷地208番2地先 飯島字穀丁大谷地216番1地先	135.00	5.50 ～ 6.20
市道	外旭川山崎8号線	外旭川字山崎34番5地先 外旭川字山崎63番6地先	55.60	6.00
市道	御所野下堤1号線	御所野下堤四丁目2番1地先 御所野下堤四丁目2番6地先	680.00	10.00
市道	御所野自歩道9号線	御所野元町三丁目2番4地先 御所野堤台一丁目2番2地先	179.20	8.00
市道	新屋船場町8号線	新屋船場町5番53地先 新屋船場町5番52地先	161.70	6.00
市道	黒沢4号線	太平黒沢字野崎94番1地先 太平黒沢字野崎115番2地先	192.20	4.00 ～ 10.00

2 区域決定および供用開始の期日

平成21年12月24日

3 縦覧期間

平成21年12月24日から
平成22年1月7日まで

秋田市告示第311号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更および廃

止したので、同法第55条の2の規定により告示する。
平成21年12月24日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
有限会社 ケアホームさつき	秋田市雄和新波字竹ノ花37 番地1	平成21年 7月1日
茶話本舗 デイサービス新屋	秋田市新屋割山町5番44号	平成21年 7月1日
有限会社ハンド ネットワーク	秋田市外旭川字三後田169 番地エクセル山本1F	平成21年 7月1日
佐野薬局 保戸野千代田町店	秋田市保戸野千代田町15番 31号プレジール宇佐見1階	平成21年 9月1日
デイサービス センターのぞみ	秋田市上北手荒巻字塚切48 番地	平成21年 6月1日
ケアホテルのぞみ	秋田市上北手荒巻字塚切48 番地	平成21年 6月1日
グリーンケアガー デン小規模多機能 型居宅介護事業所	秋田市外旭川字堂ノ前174 番地1	平成21年 5月1日
あゆみの里居宅 介護支援事業所	秋田市豊岩小山字前田表150 番地	平成21年 10月1日
ケアセンター 健寿訪問介護 秋田事業所	秋田市外旭川字四百刈22番 地	平成21年 10月15日
ケアセンター 健寿居宅介護 支援秋田事業所	秋田市外旭川字四百刈22番 地	平成21年 10月15日
ショートステイ あいひかり	秋田市仁井田新田二丁目4 番6号	平成21年 10月15日

2 変更

名 称	変更事項（名称・所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
有限会社 サンショウ	秋田市將軍野東 三丁目6番41号	秋田市山王沼田 町6番29号カル ディア山王1階	平成21年 8月17日

デイサービ センター のぞみ	有限会社ケアセ ンターハンユウ	株式会社ケアセ ンターハンユウ	平成20年 1月15日
ケアホテル のぞみ	有限会社ケアセ ンターハンユウ	株式会社ケアセ ンターハンユウ	平成20年 1月15日

3 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
有限会社サン ショウ仁井田店	秋田市仁井田二ツ屋一丁目 11番46号	平成21年 8月31日

秋田市告示第312号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年12月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度介護保険料納入通知書
平成21年度介護保険料督促状

秋田市告示第313号

平成21年12月2日の「平成21年12月秋田市議会定例会」において認定を経た決算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成21年12月25日

秋田市長 穂 積 志

平成20年度秋田市一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 市 税		円 46,953,516,000	円 50,489,532,657	円 46,914,553,181	円 351,583,897	円 3,225,779,023	円 △38,962,819
	1 市 民 税	21,198,767,000	22,281,773,048	21,143,184,318	122,932,097	1,017,614,797	△55,582,682
	2 固 定 資 産 税	21,863,112,000	24,214,260,558	21,866,864,109	222,282,637	2,125,504,192	3,752,109
	3 軽自動車税	449,919,000	490,469,163	450,621,580	4,259,363	35,623,120	702,580
	4 市たばこ税	2,020,074,000	2,008,307,185	2,008,307,185	0	0	△11,766,815

	5 鉦 産 税	9,993,000	10,251,500	10,251,500	0	0	258,500
	6 特 別 土 地 保 有 税	2,000	21,664,300	0	0	21,664,300	△2,000
	7 入 湯 税	29,895,000	30,962,700	30,962,700	0	0	1,067,700
	8 事 業 所 税	1,381,754,000	1,431,844,203	1,404,361,789	2,109,800	25,372,614	22,607,789
2	地方譲与税	1,175,577,000	1,160,622,333	1,160,622,333	0	0	△14,954,667
	1 自動車重量 譲与税	850,283,000	829,423,000	829,423,000	0	0	△20,860,000
	2 地方道路 譲与税	264,805,000	266,529,000	266,529,000	0	0	1,724,000
	3 特別とん 譲与税	23,706,000	24,781,333	24,781,333	0	0	1,075,333
	4 航空機燃料 譲与税	36,783,000	39,889,000	39,889,000	0	0	3,106,000
3	利子割交付金	176,202,000	171,442,000	171,442,000	0	0	△4,760,000
	1 利子割 交付金	176,202,000	171,442,000	171,442,000	0	0	△4,760,000
4	配当割交付金	27,148,000	31,331,000	31,331,000	0	0	4,183,000
	1 配当割 交付金	27,148,000	31,331,000	31,331,000	0	0	4,183,000
5	株式等譲渡所得割交付金	8,623,000	8,882,000	8,882,000	0	0	259,000
	1 株式等 譲渡所得割 交付金	8,623,000	8,882,000	8,882,000	0	0	259,000
6	地方消費税交付金	2,925,587,000	3,148,064,000	3,148,064,000	0	0	222,477,000
	1 地方消費税 交付金	2,925,587,000	3,148,064,000	3,148,064,000	0	0	222,477,000
7	ゴルフ場利用税交付金	71,134,000	76,609,225	76,609,225	0	0	5,475,225
	1 ゴルフ場 利用税 交付金	71,134,000	76,609,225	76,609,225	0	0	5,475,225
8	自動車取得税交付金	291,128,000	285,938,000	285,938,000	0	0	△5,190,000
	1 自動車取得税 交付金	291,128,000	285,938,000	285,938,000	0	0	△5,190,000
9	国有提供施設等所在市助成 交付金	9,485,000	9,637,000	9,637,000	0	0	152,000
	1 国有提供施設等 所在市助成 交付金	9,485,000	9,637,000	9,637,000	0	0	152,000
10	地方特例交付金	562,948,000	562,948,000	562,948,000	0	0	0
	1 地方特例 交付金	391,393,000	391,393,000	391,393,000	0	0	0
	2 特別交付金	158,043,000	158,043,000	158,043,000	0	0	0
	3 地方税等 減取補てん 臨時交付金	13,512,000	13,512,000	13,512,000	0	0	0

11 地方交付税	20,443,455,000	21,356,644,000	21,356,644,000	0	0	913,189,000
1 地方交付税	20,443,455,000	21,356,644,000	21,356,644,000	0	0	913,189,000
12 交通安全対策特別交付金	110,000,000	89,503,000	89,503,000	0	0	△20,497,000
1 交通安全対策特別交付金	110,000,000	89,503,000	89,503,000	0	0	△20,497,000
13 分担金及び負担金	1,078,608,000	1,105,631,789	999,346,253	3,431,567	102,853,969	△79,261,747
1 分 担 金	1,335,000	1,235,850	1,235,850	0	0	△99,150
2 負 担 金	1,077,273,000	1,104,395,939	998,110,403	3,431,567	102,853,969	△79,162,597
14 使用料及び手数料	2,319,983,000	2,388,749,552	2,246,325,299	0	142,424,253	△73,657,701
1 使 用 料	1,398,460,000	1,512,898,218	1,370,473,965	0	142,424,253	△27,986,035
2 手 数 料	921,523,000	875,851,334	875,851,334	0	0	△45,671,666
15 国庫支出金	20,389,695,000	20,375,942,828	13,733,249,828	0	6,642,693,000	△6,656,445,172
1 国庫負担金	9,944,896,000	9,893,467,292	9,825,149,292	0	68,318,000	△119,746,708
2 国庫補助金	10,351,622,000	10,390,202,361	3,815,827,361	0	6,574,375,000	△6,535,794,639
3 委 託 金	93,177,000	92,273,175	92,273,175	0	0	△903,825
16 県支出金	5,207,034,000	5,087,824,099	5,027,324,099	0	60,500,000	△179,709,901
1 県負担金	2,393,918,000	2,340,202,442	2,340,202,442	0	0	△53,715,558
2 県補助金	2,026,166,000	1,954,527,217	1,894,027,217	0	60,500,000	△132,138,783
3 委 託 金	789,950,000	793,094,440	793,094,440	0	0	6,144,440
17 財産収入	433,782,000	431,994,799	426,047,014	0	5,947,785	△7,734,986
1 財産運用収入	329,053,000	321,426,831	315,479,046	0	5,947,785	△13,573,954
2 財産売払収入	104,729,000	110,567,968	110,567,968	0	0	5,838,968
18 寄附金	3,610,000	3,820,000	3,820,000	0	0	210,000
1 寄附金	3,610,000	3,820,000	3,820,000	0	0	210,000
19 繰入金	2,570,283,000	469,514,000	420,153,000	0	49,361,000	△2,150,130,000
1 特別会計繰入金	323,587,000	323,587,000	323,587,000	0	0	0
2 基金繰入金	2,246,696,000	145,927,000	96,566,000	0	49,361,000	△2,150,130,000
20 繰越金	1,497,556,000	1,497,556,282	1,497,556,282	0	0	282

	1 繰越金	1,497,556,000	1,497,556,282	1,497,556,282	0	0	282
21 諸収入		6,051,162,000	6,061,616,944	5,916,842,544	12,299,276	132,487,867	△134,319,456
	1 延滞金、 加算金及び 過料	22,054,000	27,180,419	27,193,162	0	0	5,139,162
	2 市預金利子	33,927,000	27,713,490	27,713,490	0	0	△6,213,510
	3 貸付金元利 収入	4,975,435,000	4,870,234,909	4,857,607,790	0	12,627,119	△117,827,210
	4 受託事業 収入	4,058,000	2,833,158	2,833,158	0	0	△1,224,842
	5 雑収入	1,015,688,000	1,133,654,968	1,001,494,944	12,299,276	119,860,748	△14,193,056
22 市債		12,915,200,000	10,393,000,000	10,393,000,000	0	0	△2, 522,200,000
	1 市債	12,915,200,000	10,393,000,000	10,393,000,000	0	0	△2, 522,200,000
歳入合計		125,221,716,000	125,206,803,508	114,479,838,058	367,314,740	10,362,046,897	△10, 741,877,942

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 議会費		円 709,260,000	円 697,828,492	円 0	円 11,431,508	円 11,431,508
	1 議会費	709,260,000	697,828,492	0	11,431,508	11,431,508
2 総務費		20,344,620,000	14,635,486,087	5,461,174,000	247,959,913	5,709,133,913
	1 総務管理費	18,033,755,000	12,410,900,724	5,461,174,000	161,680,276	5,622,854,276
	2 徴税費	1,603,360,000	1,579,825,345	0	23,534,655	23,534,655
	3 戸籍住民 基本台帳費	412,665,000	386,951,116	0	25,713,884	25,713,884
	4 選挙費	122,285,000	108,903,807	0	13,381,193	13,381,193
	5 統計調査費	72,345,000	58,744,355	0	13,600,645	13,600,645
	6 監査委員費	100,210,000	90,160,740	0	10,049,260	10,049,260
3 民生費		33,127,415,000	32,024,293,593	300,091,000	803,030,407	1,103,121,407
	1 社会福祉費	15,920,039,000	15,368,433,401	0	551,605,599	551,605,599
	2 児童福祉費	9,249,172,000	8,736,845,769	300,091,000	212,235,231	512,326,231
	3 生活保護費	7,897,454,000	7,863,709,177	0	33,744,823	33,744,823
	4 国民年金費	58,700,000	53,755,246	0	4,944,754	4,944,754
	5 災害救助費	2,050,000	1,550,000	0	500,000	500,000

4 衛生費	8,399,849,000	8,156,026,790	3,786,000	240,036,210	243,822,210
1 環境衛生費	408,760,000	375,780,196	3,786,000	29,193,804	32,979,804
2 保健所費	1,831,031,000	1,756,459,071	0	74,571,929	74,571,929
3 清掃費	4,368,705,000	4,306,034,733	0	62,670,267	62,670,267
4 病院費	1,360,291,000	1,360,291,000	0	0	0
5 上水道費	276,983,000	206,735,000	0	70,248,000	70,248,000
6 食肉衛生検査所費	154,079,000	150,726,790	0	3,352,210	3,352,210
5 労働費	398,126,000	396,333,459	0	1,792,541	1,792,541
1 労働諸費	398,126,000	396,333,459	0	1,792,541	1,792,541
6 農林水産業費	1,852,488,000	1,756,404,893	0	96,083,107	96,083,107
1 農業費	1,528,234,000	1,441,918,027	0	86,315,973	86,315,973
2 林業費	324,254,000	314,486,866	0	9,767,134	9,767,134
7 商工費	5,887,995,000	5,712,638,390	22,205,000	153,151,610	175,356,610
1 商工費	5,887,995,000	5,712,638,390	22,205,000	153,151,610	175,356,610
8 土木費	21,091,182,000	18,042,369,183	1,934,232,000	1,114,580,817	3,048,812,817
1 土木管理費	482,086,000	457,812,631	0	24,273,369	24,273,369
2 道路橋りょう費	6,426,844,000	4,738,697,037	765,810,000	922,336,963	1,688,146,963
3 河川費	193,316,000	135,414,378	43,691,000	14,210,622	57,901,622
4 港湾費	184,075,000	179,016,724	2,500,000	2,558,276	5,058,276
5 都市計画費	6,190,554,000	5,288,327,872	769,451,000	132,775,128	902,226,128
6 下水道費	5,283,705,000	5,283,705,000	0	0	0
7 住宅費	2,330,602,000	1,959,395,541	352,780,000	18,426,459	371,206,459
9 消防費	3,594,051,000	3,440,162,234	108,607,000	45,281,766	153,888,766
1 消防費	3,594,051,000	3,440,162,234	108,607,000	45,281,766	153,888,766
10 教育費	13,076,270,000	11,436,288,163	1,136,893,000	503,088,837	1,639,981,837
1 教育総務費	1,940,677,000	1,848,235,365	0	92,441,635	92,441,635
2 小学校費	3,748,973,000	2,480,852,038	1,114,956,000	153,164,962	1,268,120,962

	3 中学校費	3,059,829,000	2,910,919,692	0	148,909,308	148,909,308
	4 高等学校費	832,004,000	801,211,448	0	30,792,552	30,792,552
	5 社会教育費	2,197,858,000	2,138,794,493	21,937,000	37,126,507	59,063,507
	6 保健体育費	469,966,000	453,753,299	0	16,212,701	16,212,701
	7 専修学校費	111,614,000	108,111,741	0	3,502,259	3,502,259
	8 短期大学費	715,349,000	694,410,087	0	20,938,913	20,938,913
11	災害復旧費	73,545,000	50,193,300	0	23,351,700	23,351,700
	1 農林水産施設 災害復旧費	55,152,000	32,193,300	0	22,958,700	22,958,700
	2 公共土木施設 災害復旧費	18,391,000	18,000,000	0	391,000	391,000
	3 教育施設 災害復旧費	2,000	0	0	2,000	2,000
12	公債費	16,627,407,000	16,517,573,364	0	109,833,636	109,833,636
	1 公債費	16,627,407,000	16,517,573,364	0	109,833,636	109,833,636
13	諸支出金	1,000	0	0	1,000	1,000
	1 雑支出	1,000	0	0	1,000	1,000
14	予備費	39,507,000	0	0	39,507,000	39,507,000
	1 予備費	39,507,000	0	0	39,507,000	39,507,000
	歳出合計	125,221,716,000	112,865,597,948	8,966,988,000	3,389,130,052	12,356,118,052

歳入歳出差引残額 1,614,240,110円

平成20年度秋田市土地区画整理会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	分担金及び負担金	円 2,956,000	円 2,969,400	円 1,370,250	円 0	円 1,599,150	円 △1,585,750
	1 負担金	2,956,000	2,969,400	1,370,250	0	1,599,150	△1,585,750
2	国庫支出金	835,050,000	835,690,000	621,160,000	0	214,530,000	△213,890,000
	1 国庫補助金	835,050,000	835,690,000	621,160,000	0	214,530,000	△213,890,000
3	換地清算金	2,644,000	10,471,648	2,489,800	0	7,981,848	△154,200
	1 換地清算金	2,644,000	10,471,648	2,489,800	0	7,981,848	△154,200

4 財産収入		1,000	14,456,130	12,778,893	0	1,677,237	12,777,893
1 財産売払収入		1,000	14,456,130	12,778,893	0	1,677,237	12,777,893
5 繰入金		1,120,120,000	1,120,120,000	919,590,000	0	200,530,000	△200,530,000
1 繰入金		1,120,120,000	1,120,120,000	919,590,000	0	200,530,000	△200,530,000
6 繰越金		89,599,000	161,109,954	161,109,954	0	0	71,510,954
1 繰越金		89,599,000	161,109,954	161,109,954	0	0	71,510,954
7 諸収入		1,000	6,510	6,510	0	0	5,510
1 延滞金、加算金及び過料		1,000	6,510	6,510	0	0	5,510
歳入合計		2,050,371,000	2,144,823,642	1,718,505,407	0	426,318,235	△331,865,593

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業費		円 2,047,871,000	円 1,631,093,000	円 415,060,000	円 1,718,000	円 416,778,000
1 土地区画整理費		2,047,871,000	1,631,093,000	415,060,000	1,718,000	416,778,000
2 公債費		1,500,000	1,433,808	0	66,192	66,192
1 公債費		1,500,000	1,433,808	0	66,192	66,192
3 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
1 予備費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		2,050,371,000	1,632,526,808	415,060,000	2,784,192	417,844,192

歳入歳出差引残額 85,978,599円

平成20年度秋田市市有林会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 県支出金		円 6,652,000	円 5,230,963	円 5,230,963	円 0	円 0	円 △1,421,037
1 県補助金		6,652,000	5,230,963	5,230,963	0	0	△1,421,037
2 財産収入		23,632,000	21,307,456	21,307,456	0	0	△2,324,544
1 財産運用収入		3,047,000	3,061,119	3,061,119	0	0	14,119
2 財産売払収入		9,306,000	3,929,264	3,929,264	0	0	△5,376,736

	3 分収林収入	11,279,000	14,317,073	14,317,073	0	0	3,038,073
3 繰入金		120,426,000	120,426,000	120,426,000	0	0	0
	1 繰入金	120,426,000	120,426,000	120,426,000	0	0	0
4 繰越金		1,000	11,425,525	11,425,525	0	0	11,424,525
	1 繰越金	1,000	11,425,525	11,425,525	0	0	11,424,525
5 諸収入		301,000	245,458	245,458	0	0	△55,542
	1 雑入	301,000	245,458	245,458	0	0	△55,542
6 市債		18,100,000	17,400,000	17,400,000	0	0	△700,000
	1 市債	18,100,000	17,400,000	17,400,000	0	0	△700,000
歳入合計		169,112,000	176,035,402	176,035,402	0	0	6,923,402

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1 総務費		円 31,187,000	円 30,780,313	円 0	円 406,687	円 406,687
	1 総務管理費	31,187,000	30,780,313	0	406,687	406,687
2 事業費		41,602,000	28,356,563	0	13,245,437	13,245,437
	1 造林事業費	41,602,000	28,356,563	0	13,245,437	13,245,437
3 公債費		83,514,000	83,091,004	0	422,996	422,996
	1 公債費	83,514,000	83,091,004	0	422,996	422,996
4 諸支出金		12,609,000	12,605,474	0	3,526	3,526
	1 分収交付金	12,609,000	12,605,474	0	3,526	3,526
5 予備費		200,000	0	0	200,000	200,000
	1 予備費	200,000	0	0	200,000	200,000
歳出合計		169,112,000	154,833,354	0	14,278,646	14,278,646

歳入歳出差引残額 21,202,048円

平成20年度秋田市市営墓地会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	円 34,300,000	円 33,580,992	円 33,504,848	円 0	円 76,144	円 △795,152
	1 使用料	16,914,000	16,148,800	16,148,800	0	0	△765,200
	2 手数料	17,386,000	17,432,192	17,356,048	0	76,144	△29,952
2	繰入金	30,800,000	24,345,300	24,345,300	0	0	△6,454,700
	1 繰入金	30,800,000	24,345,300	24,345,300	0	0	△6,454,700
3	繰越金	25,873,000	25,873,454	25,873,454	0	0	454
	1 繰越金	25,873,000	25,873,454	25,873,454	0	0	454
4	諸収入	47,000	42,935	42,935	0	0	△4,065
	1 雑収入	47,000	42,935	42,935	0	0	△4,065
歳入合計		91,020,000	83,842,681	83,766,537	0	76,144	△7,253,463

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	円 59,120,000	円 57,527,493	円 0	円 1,592,507	円 1,592,507
	1 総務管理費	33,247,000	31,654,493	0	1,592,507	1,592,507
	2 繰出費	25,873,000	25,873,000	0	0	0
2	事業費	30,800,000	24,345,300	0	6,454,700	6,454,700
	1 事業費	30,800,000	24,345,300	0	6,454,700	6,454,700
3	公債費	100,000	0	0	100,000	100,000
	1 公債費	100,000	0	0	100,000	100,000
4	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳出合計		91,020,000	81,872,793	0	9,147,207	9,147,207

歳入歳出差引残額 1,893,744円

平成20年度秋田市中央卸売市場会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	使用料及び手数料	260,609,000	265,486,999	261,969,580	0	3,517,419	1,360,580
	1 使用料	260,606,000	265,480,999	261,963,580	0	3,517,419	1,357,580
	2 手数料	3,000	6,000	6,000	0	0	3,000
2	繰入金	110,455,000	110,455,000	110,455,000	0	0	0
	1 繰入金	110,455,000	110,455,000	110,455,000	0	0	0
3	繰越金	49,566,000	49,566,994	49,566,994	0	0	994
	1 繰越金	49,566,000	49,566,994	49,566,994	0	0	994
4	諸収入	179,090,000	185,258,342	182,317,436	0	2,940,906	3,227,436
	1 貸付金 元利収入	80,320,000	80,319,123	80,319,123	0	0	△877
	2 雑収入	98,770,000	104,939,219	101,998,313	0	2,940,906	3,228,313
歳入合計		599,720,000	610,767,335	604,309,010	0	6,458,325	4,589,010

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	414,335,000	391,314,780	0	23,020,220	23,020,220
	1 総務管理費	414,335,000	391,314,780	0	23,020,220	23,020,220
2	事業費	2,000,000	1,639,050	0	360,950	360,950
	1 中央卸売市場 施設整備費	2,000,000	1,639,050	0	360,950	360,950
3	公債費	182,885,000	182,207,136	0	677,864	677,864
	1 公債費	182,885,000	182,207,136	0	677,864	677,864
4	予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
	1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計		599,720,000	575,160,966	0	24,559,034	24,559,034

歳入歳出差引残額 29,148,044円

平成20年度秋田市農業集落排水会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	分担金及び負担金	円 36,680,000	円 25,937,540	円 25,684,040	円 102,000	円 151,500	円 △10,995,960
	1 分担金	36,680,000	25,937,540	25,684,040	102,000	151,500	△10,995,960
2	使用料及び手数料	162,829,000	155,577,496	153,091,901	245,004	2,240,591	△9,737,099
	1 使用料	162,829,000	155,577,496	153,091,901	245,004	2,240,591	△9,737,099
3	国庫支出金	6,306,000	248,705,000	248,705,000	0	0	242,399,000
	1 国庫補助金	6,306,000	248,705,000	248,705,000	0	0	242,399,000
4	県支出金	302,230,000	60,035,000	60,035,000	0	0	△242,195,000
	1 県補助金	302,230,000	60,035,000	60,035,000	0	0	△242,195,000
5	財産収入	500,000	470,552	470,552	0	0	△29,448
	1 財産運用収入	500,000	470,552	470,552	0	0	△29,448
6	繰入金	368,133,000	367,528,000	367,528,000	0	0	△605,000
	1 一般会計繰入金	352,631,000	352,631,000	352,631,000	0	0	0
	2 基金繰入金	15,502,000	14,897,000	14,897,000	0	0	△605,000
7	繰越金	4,619,000	18,271,669	18,271,669	0	0	13,652,669
	1 繰越金	4,619,000	18,271,669	18,271,669	0	0	13,652,669
8	諸収入	26,019,000	13,984,716	13,984,716	0	0	△12,034,284
	1 雑収入	26,019,000	13,984,716	13,984,716	0	0	△12,034,284
9	市債	395,000,000	200,600,000	200,600,000	0	0	△194,400,000
	1 市債	395,000,000	200,600,000	200,600,000	0	0	△194,400,000
歳入合計		1,302,316,000	1,091,109,973	1,088,370,878	347,004	2,392,091	△213,945,122

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	円 244,727,000	円 215,225,315	円 26,115,000	円 3,386,685	円 29,501,685
	1 総務管理費	244,727,000	215,225,315	26,115,000	3,386,685	29,501,685

2 事業費	644,697,000	435,261,850	0	209,435,150	209,435,150
1 農業集落排水事業費	586,440,000	391,955,650	0	194,484,350	194,484,350
2 個別排水処理事業費	58,257,000	43,306,200	0	14,950,800	14,950,800
3 公債費	412,392,000	409,795,830	0	2,596,170	2,596,170
1 公債費	412,392,000	409,795,830	0	2,596,170	2,596,170
4 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
1 予備費	500,000	0	0	500,000	500,000
歳出合計	1,302,316,000	1,060,282,995	26,115,000	215,918,005	242,033,005

歳入歳出差引残額 28,087,883円

平成20年度秋田市大森山動物園会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 使用料及び手数料		円 70,446,000	円 71,006,424	円 71,006,424	円 0	円 0	円 560,424
1 使用料		70,446,000	71,006,424	71,006,424	0	0	560,424
2 寄附金		1,000	20,000	20,000	0	0	19,000
1 寄附金		1,000	20,000	20,000	0	0	19,000
3 繰入金		355,982,000	333,777,000	333,777,000	0	0	△22,205,000
1 繰入金		355,982,000	333,777,000	333,777,000	0	0	△22,205,000
4 繰越金		2,406,000	11,694,872	11,694,872	0	0	9,288,872
1 繰越金		2,406,000	11,694,872	11,694,872	0	0	9,288,872
5 諸収入		12,588,000	13,917,997	13,917,997	0	0	1,329,997
1 雑収入		12,588,000	13,917,997	13,917,997	0	0	1,329,997
6 市債		24,000,000	0	0	0	0	△24,000,000
1 市債		24,000,000	0	0	0	0	△24,000,000
歳入合計		465,423,000	430,416,293	430,416,293	0	0	△35,006,707

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	円 351,648,000	円 344,195,363	円 0	円 7,452,637	円 7,452,637
	1 総務管理費	351,648,000	344,195,363	0	7,452,637	7,452,637
2	事業費	75,465,000	50,084,250	22,205,000	3,175,750	25,380,750
	1 動物園 施設整備費	75,465,000	50,084,250	22,205,000	3,175,750	25,380,750
3	公債費	37,310,000	36,135,761	0	1,174,239	1,174,239
	1 公債費	37,310,000	36,135,761	0	1,174,239	1,174,239
4	予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
	1 予備費	1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		465,423,000	430,415,374	22,205,000	12,802,626	35,007,626

歳入歳出差引残額 919円

平成20年度秋田市廃棄物発電会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	発電収入	円 174,385,000	円 179,211,905	円 179,211,905	円 0	円 0	円 4,826,905
	1 発電収入	174,385,000	179,211,905	179,211,905	0	0	4,826,905
2	繰越金	1,000	974	974	0	0	△26
	1 繰越金	1,000	974	974	0	0	△26
歳 入 合 計		174,386,000	179,212,879	179,212,879	0	0	4,826,879

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	円 13,907,000	円 13,145,500	円 0	円 761,500	円 761,500
	1 総務管理費	13,907,000	13,145,500	0	761,500	761,500
2	繰出金	93,526,000	93,526,000	0	0	0
	1 一般会計 繰出金	93,526,000	93,526,000	0	0	0
3	公債費	66,953,000	66,451,246	0	501,754	501,754

	1 公 債 費	66,953,000	66,451,246	0	501,754	501,754
歳 出 合 計		174,386,000	173,122,746	0	1,263,254	1,263,254

歳入歳出差引残額 6,090,133円

平成20年度秋田市国民健康保険事業会計歳入歳出決算書

(事 業 勘 定)

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	国民健康保険税	円 6,483,961,000	円 11,210,595,373	円 6,450,565,060	円 547,108,039	円 4,214,516,774	円 △33,395,940
	1 国民健康 保 險 税	6,483,961,000	11,210,595,373	6,450,565,060	547,108,039	4,214,516,774	△33,395,940
2	使用料及び手数料	1,000	3,000	3,000	0	0	2,000
	1 手 数 料	1,000	3,000	3,000	0	0	2,000
3	国庫支出金	6,556,598,000	7,137,515,095	7,137,515,095	0	0	580,917,095
	1 国庫負担金	5,142,495,000	5,079,758,095	5,079,758,095	0	0	△62,736,905
	2 国庫補助金	1,414,103,000	2,057,757,000	2,057,757,000	0	0	643,654,000
4	療養給付費交付金	1,890,621,000	1,744,598,184	1,744,598,184	0	0	△146,022,816
	1 療養給付費 交 付 金	1,890,621,000	1,744,598,184	1,744,598,184	0	0	△146,022,816
5	前期高齢者交付金	7,095,118,000	7,095,117,924	7,095,117,924	0	0	△76
	1 前期高齢者 交 付 金	7,095,118,000	7,095,117,924	7,095,117,924	0	0	△76
6	県支出金	1,268,479,000	1,327,213,498	1,327,213,498	0	0	58,734,498
	1 県 負 担 金	191,314,000	191,363,498	191,363,498	0	0	49,498
	2 県 補 助 金	1,077,165,000	1,135,850,000	1,135,850,000	0	0	58,685,000
7	共同事業交付金	4,248,691,000	4,121,232,581	4,121,232,581	0	0	△127,458,419
	1 共 同 事 業 交 付 金	4,248,691,000	4,121,232,581	4,121,232,581	0	0	△127,458,419
8	繰入金	1,912,843,000	1,788,628,896	1,788,628,896	0	0	△124,214,104
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,912,843,000	1,788,628,896	1,788,628,896	0	0	△124,214,104
9	繰越金	420,401,000	420,401,659	420,401,659	0	0	659
	1 繰 越 金	420,401,000	420,401,659	420,401,659	0	0	659
10	諸 収 入	37,656,000	38,210,300	37,665,790	56,867	487,643	9,790

	1 延滞金、 加算金 及び過料	960,000	1,433,612	1,433,612	0	0	473,612
	2 預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000
	3 雑入	36,695,000	36,776,688	36,232,178	56,867	487,643	△462,822
歳入合計		29,914,369,000	34,883,516,510	30,122,941,687	547,164,906	4,215,004,417	208,572,687

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	円 269,544,000	円 251,023,700	円 0	円 18,520,300	円 18,520,300
	1 総務管理費	73,648,000	69,672,645	0	3,975,355	3,975,355
	2 徴税費	193,216,000	180,471,556	0	12,744,444	12,744,444
	3 運営 協議会費	335,000	212,729	0	122,271	122,271
	4 収納率向上 特別対策 事業費	2,345,000	666,770	0	1,678,230	1,678,230
2	保険給付費	20,400,924,000	20,297,685,096	0	103,238,904	103,238,904
	1 療養諸費	18,363,611,000	18,267,479,140	0	96,131,860	96,131,860
	2 高額療養費	1,923,831,000	1,923,545,956	0	285,044	285,044
	3 移送費	2,000	0	0	2,000	2,000
	4 出産育児 諸費	84,330,000	81,410,000	0	2,920,000	2,920,000
	5 葬祭諸費	29,150,000	25,250,000	0	3,900,000	3,900,000
3	後期高齢者支援金等	2,846,013,000	2,846,012,398	0	602	602
	1 後期高齢者 支援金等	2,846,013,000	2,846,012,398	0	602	602
4	前期高齢者納付金等	3,833,000	3,832,166	0	834	834
	1 前期高齢者 納付金等	3,833,000	3,832,166	0	834	834
5	老人保健拠出金	778,414,000	778,412,357	0	1,643	1,643
	1 老人保健 拠出金	778,414,000	778,412,357	0	1,643	1,643
6	介護納付金	1,202,096,000	1,202,095,797	0	203	203
	1 介護納付金	1,202,096,000	1,202,095,797	0	203	203
7	共同事業拠出金	3,900,552,000	3,817,825,745	0	82,726,255	82,726,255
	1 共同事業 拠出金	3,900,552,000	3,817,825,745	0	82,726,255	82,726,255

8 保健事業費		244,389,000	198,228,252	0	46,160,748	46,160,748
1 特定健康診査等事業費		143,414,000	112,827,289	0	30,586,711	30,586,711
2 保健事業費		100,975,000	85,400,963	0	15,574,037	15,574,037
9 公債費		95,000,000	90,089,796	0	4,910,204	4,910,204
1 公債費		95,000,000	90,089,796	0	4,910,204	4,910,204
10 諸支出金		74,638,000	68,989,183	0	5,648,817	5,648,817
1 償還金及び還付加算金		74,637,000	68,989,183	0	5,647,817	5,647,817
2 一部負担金		1,000	0	0	1,000	1,000
11 予備費		98,966,000	0	0	98,966,000	98,966,000
1 予備費		98,966,000	0	0	98,966,000	98,966,000
歳出合計		29,914,369,000	29,554,194,490	0	360,174,510	360,174,510

歳入歳出差引残額 568,747,197円

平成20年度秋田市老人保健医療事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 支払基金交付金		円 1,560,046,000	円 1,558,986,728	円 1,558,986,728	円 0	円 0	円 △1,059,272
1 支払基金交付金		1,560,046,000	1,558,986,728	1,558,986,728	0	0	△1,059,272
2 国庫支出金		906,637,000	1,023,070,987	1,023,070,987	0	0	116,433,987
1 国庫負担金		906,637,000	1,023,070,987	1,023,070,987	0	0	116,433,987
3 県支出金		226,657,000	256,534,690	256,534,690	0	0	29,877,690
1 県負担金		226,657,000	256,534,690	256,534,690	0	0	29,877,690
4 繰入金		242,055,000	242,055,000	242,055,000	0	0	0
1 繰入金		242,055,000	242,055,000	242,055,000	0	0	0
5 繰越金		204,189,000	204,189,807	204,189,807	0	0	807
1 繰越金		204,189,000	204,189,807	204,189,807	0	0	807
6 諸収入		3,000	21,794,179	21,064,114	0	730,065	21,061,114
1 雑収入		3,000	21,794,179	21,064,114	0	730,065	21,061,114
歳入合計		3,139,587,000	3,306,631,391	3,305,901,326	0	730,065	166,314,326

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	総務費	円 4,313,000	円 2,735,912	円 0	円 1,577,088	円 1,577,088
	1 総務管理費	4,313,000	2,735,912	0	1,577,088	1,577,088
2	医療諸費	2,920,084,000	2,855,589,878	0	64,494,122	64,494,122
	1 医療諸費	2,920,084,000	2,855,589,878	0	64,494,122	64,494,122
3	公債費	1,000,000	71,110	0	928,890	928,890
	1 公債費	1,000,000	71,110	0	928,890	928,890
4	諸支出金	2,000	0	0	2,000	2,000
	1 償還金及び 還付加算金	2,000	0	0	2,000	2,000
5	予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
	1 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
6	繰出金	204,188,000	204,188,000	0	0	0
	1 一般会計 繰出金	204,188,000	204,188,000	0	0	0
歳出合計		3,139,587,000	3,062,584,900	0	77,002,100	77,002,100

歳入歳出差引残額 243,316,426円

平成20年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	繰入金	円 1,773,000	円 400,115	円 400,115	円 0	円 0	円 △1,372,885
	1 繰入金	1,773,000	400,115	400,115	0	0	△1,372,885
2	繰越金	7,678,000	92,558,179	92,558,179	0	0	84,880,179
	1 繰越金	7,678,000	92,558,179	92,558,179	0	0	84,880,179
3	諸収入	47,815,000	75,715,460	43,976,482	0	31,738,978	△3,838,518
	1 貸付金 元利収入	47,814,000	74,208,760	43,252,482	0	30,956,278	△4,561,518
	2 雑入	1,000	1,506,700	724,000	0	782,700	723,000
4	市債	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 市債	1,000	0	0	0	0	△1,000

歳入合計	57,267,000	168,673,754	136,934,776	0	31,738,978	79,667,776
------	------------	-------------	-------------	---	------------	------------

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と 支出済額 との比較
1	母子寡婦福祉資金貸付事業費	円 56,767,000	円 43,460,253	円 0	円 13,306,747	円 13,306,747
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	56,767,000	43,460,253	0	13,306,747	13,306,747
2	公債費	500,000	2,862	0	497,138	497,138
	1 公債費	500,000	2,862	0	497,138	497,138
歳出合計		57,267,000	43,463,115	0	13,803,885	13,803,885

歳入歳出差引残額 93,471,661円

平成20年度秋田市介護保険事業会計歳入歳出決算書
(保険事業勘定)

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1	保険料	円 3,176,977,000	円 3,653,776,306	円 3,487,061,629	円 51,274,192	円 119,625,585	円 310,084,629
	1 介護保険料	3,176,977,000	3,653,776,306	3,487,061,629	51,274,192	119,625,585	310,084,629
2	手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000
	1 手数料	1,000	0	0	0	0	△1,000
3	国庫支出金	4,487,794,000	4,555,926,590	4,555,926,590	0	0	68,132,590
	1 国庫負担金	3,407,328,000	3,381,214,000	3,381,214,000	0	0	△26,114,000
	2 国庫補助金	1,080,466,000	1,174,712,590	1,174,712,590	0	0	94,246,590
4	支払基金交付金	5,885,807,000	5,883,235,446	5,883,235,446	0	0	△2,571,554
	1 支払基金交付金	5,885,807,000	5,883,235,446	5,883,235,446	0	0	△2,571,554
5	県支出金	2,800,370,000	2,980,990,015	2,980,990,015	0	0	180,620,015
	1 県負担金	2,732,773,000	2,913,383,220	2,913,383,220	0	0	180,610,220
	2 県補助金	67,597,000	67,606,795	67,606,795	0	0	9,795
6	財産収入	1,000	9,318,787	9,318,787	0	0	9,317,787
	1 基金運用収入	1,000	9,318,787	9,318,787	0	0	9,317,787

7 繰入金	3,246,296,000	2,992,745,934	2,992,745,934	0	0	△253,550,066
1 一般会計繰入金	2,743,296,000	2,701,885,934	2,701,885,934	0	0	△41,410,066
2 基金繰入金	503,000,000	290,860,000	290,860,000	0	0	△212,140,000
8 繰越金	6,729,000	6,729,550	6,729,550	0	0	550
1 繰越金	6,729,000	6,729,550	6,729,550	0	0	550
9 諸収入	3,000	2,550,819	2,550,819	0	0	2,547,819
1 延滞金、加算金及び過料	1,000	328,000	328,000	0	0	327,000
2 雑入	2,000	2,222,819	2,222,819	0	0	2,220,819
歳入合計	19,603,978,000	20,085,273,447	19,918,558,770	51,274,192	119,625,585	314,580,770

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 総務費		円 320,132,000	円 298,974,173	円 0	円 21,157,827	円 21,157,827
1 総務管理費		320,132,000	298,974,173	0	21,157,827	21,157,827
2 保険給付費		18,850,123,000	18,760,912,336	0	89,210,664	89,210,664
1 介護サービス等諸費		16,976,272,000	16,976,271,438	0	562	562
2 介護予防サービス等諸費		773,709,000	694,190,415	0	79,518,585	79,518,585
3 高額介護サービス等費		292,101,000	292,100,903	0	97	97
4 特定入所者介護サービス等費		768,102,000	768,101,960	0	40	40
5 その他諸費		39,939,000	30,247,620	0	9,691,380	9,691,380
3 財政安定化基金拠出金		17,750,000	17,677,450	0	72,550	72,550
1 財政安定化基金拠出金		17,750,000	17,677,450	0	72,550	72,550
4 地域支援事業費		386,054,000	328,816,784	0	57,237,216	57,237,216
1 介護予防事業費		136,376,000	82,901,082	0	53,474,918	53,474,918
2 包括的支援事業・任意事業費		249,678,000	245,915,702	0	3,762,298	3,762,298
5 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000
1 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000

6 公 債 費		8,365,000	8,364,333	0	667	667
1 公 債 費		1,000,000	1,000,000	0	0	0
2 財政安定化 基金償還金		7,365,000	7,364,333	0	667	667
7 諸 支 出 金		20,553,000	20,462,958	0	90,042	90,042
1 償還金及び 還付加算金		20,553,000	20,462,958	0	90,042	90,042
8 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
1 予 備 費		1,000,000	0	0	1,000,000	1,000,000
歳 出 合 計		19,603,978,000	19,435,208,034	0	168,769,966	168,769,966

歳入歳出差引残額 483,350,736円

平成20年度秋田市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額 との比較
1 後期高齢者医療保険料		円 2,206,321,000	円 2,219,745,600	円 2,202,789,400	円 0	円 21,757,600	円 △3,531,600
1 後期高齢者 医療保険料		2,206,321,000	2,219,745,600	2,202,789,400	0	21,757,600	△3,531,600
2 使用料及び手数料		2,000	0	0	0	0	△2,000
1 手 数 料		2,000	0	0	0	0	△2,000
3 寄 附 金		1,000	0	0	0	0	△1,000
1 寄 附 金		1,000	0	0	0	0	△1,000
4 繰 入 金		529,126,000	529,126,000	529,126,000	0	0	0
1 一般会計 繰 入 金		529,126,000	529,126,000	529,126,000	0	0	0
5 諸 収 入		604,000	1,268,741	1,268,741	0	0	664,741
1 延滞金、 加算金 及び過料		1,000	0	0	0	0	△1,000
2 償還金及び 還付加算金		2,000	0	0	0	0	△2,000
3 雑 入		601,000	1,268,741	1,268,741	0	0	667,741
6 国庫支出金		3,717,000	7,434,000	0	0	7,434,000	△3,717,000
1 国庫補助金		3,717,000	7,434,000	0	0	7,434,000	△3,717,000
歳 入 合 計		2,739,771,000	2,757,574,341	2,733,184,141	0	29,191,600	△6,586,859

歳 出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1	総務費	円 65,812,000	円 48,643,750	円 4,221,000	円 12,947,250	円 17,168,250
	1 総務管理費	18,582,000	9,464,105	0	9,117,895	9,117,895
	2 徴収費	47,230,000	39,179,645	4,221,000	3,829,355	8,050,355
2	後期高齢者医療広域連合納付金	2,663,957,000	2,649,898,164	0	14,058,836	14,058,836
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	2,663,957,000	2,649,898,164	0	14,058,836	14,058,836
3	諸支出金	2,000	0	0	2,000	2,000
	1 償還金及び還付加算金	2,000	0	0	2,000	2,000
4	予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
	1 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000
歳出合計		2,739,771,000	2,698,541,914	4,221,000	37,008,086	41,229,086

歳入歳出差引残額 34,642,227円

秋田市告示第314号

平成21年12月22日の「平成21年12月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

平成21年12月25日

秋田市長 穂 積 志

平成21年度秋田市一般会計補正予算（第7号）

平成21年度秋田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,105,492千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,213,100

千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の追加は、「第4表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
11	地方交付税	20,905,016	324,606	21,229,622
	1 地方交付税	20,905,016	324,606	21,229,622
15	国庫支出金	14,255,014	687,967	14,942,981
	1 国庫負担金	9,887,611	624,199	10,511,810
	2 国庫補助金	4,259,523	63,768	4,323,291
16	県支出金	6,613,176	64,157	6,677,333

	2 県補助金	3,251,838	64,157	3,315,995
19 繰入金		2,646,634	△2,191	2,644,443
	2 基金繰入金	2,531,869	△2,191	2,529,678
20 繰越金		1,291,100	953	1,292,053
	1 繰越金	1,291,100	953	1,292,053
21 諸収入		6,449,004	19,600	6,468,604
	5 雑入	1,029,385	19,600	1,048,985
22 市債		11,897,500	10,400	11,907,900
	1 市債	11,897,500	10,400	11,907,900
歳入合計		118,107,608	1,105,492	119,213,100

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		35,112,573	873,745	35,986,318
	1 社会福祉費	16,277,994	21,040	16,299,034
	2 児童福祉費	9,971,290	55,489	10,026,779
	3 生活保護費	8,805,432	797,216	9,602,648
4 衛生費		9,661,785	78,688	9,740,473
	1 環境衛生費	600,576	45,150	645,726
	2 保健所費	2,362,901	33,538	2,396,439
5 労働費		429,150	725	426,875
	1 労働諸費	429,150	725	426,875
6 農林水産業費		2,103,304	6,742	2,110,046
	1 農業費	1,711,979	4,204	1,716,183
	2 林業費	391,325	2,538	393,863
7 商工費		6,554,269	4,225	6,558,494
	1 商工費	6,554,269	4,225	6,558,494
8 土木費		17,970,052	45,373	18,015,425

	1 土木管理費	468,501	15,000	483,501
	2 道路橋りょう費	4,144,419	19,344	4,163,763
	7 住宅費	2,492,323	11,029	2,503,352
9 消 防 費		3,672,710	1,386	3,674,096
	1 消防費	3,672,710	1,386	3,674,096
10 教 育 費		11,059,455	48,624	11,108,079
	1 教育総務費	1,935,319	41,874	1,977,193
	2 小学校費	2,616,527	6,750	2,623,277
11 災害復旧費		44,750	45,984	90,734
	1 農林水産施設災害復旧費	2	45,984	45,986
歳 出	合 計	118,107,608	1,105,492	119,213,100

第3表 繰越明許費補正
(追加)

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 総 務 費	1 総務管理費	コミュニティセンター等耐震診断経費	6,600
4 衛 生 費	1 環境衛生費	市営墓地会計繰出金	45,150
	3 清掃費	公用車更新経費	5,300
6 農林水産業費	2 林業費	市有林会計繰出金	968
8 土 木 費	1 土木管理費	住宅・建築物耐震化促進事業	15,000
	2 道路橋りょう費	橋りょう整備事業	66,000
	4 港湾費	秋田市ポートタワー環境整備事業	17,870
	5 都市計画費	中通二丁目バス停広場改修経費	24,000
		公園施設改修経費	31,780
7 住宅費	既設市営住宅屋上等補修経費	60,462	
9 消 防 費	1 消防費	車両整備経費	130,109
		庁舎等維持補修経費	2,820
		防災情報通信設備整備事業	1,386

10 教育費	2 小学校費	小学校理科教育設備整備経費	46,920
	3 中学校費	中学校理科教育設備整備経費	25,104
	6 保健体育費	体育施設備品購入経費	65,625
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	林業施設災害復旧事業	43,574

第2表 債務負担行為補正
(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	平成21年度～平成22年度	10,995
老人福祉関連サービス委託経費等	平成21年度～平成22年度	13,197
道路改良事業	平成21年度～平成22年度	33,000
側溝改良事業	平成21年度～平成22年度	140,000
生活排水路等環境整備事業	平成21年度～平成22年度	15,300
市民スポーツ活動普及振興業務委託経費	平成21年度～平成22年度	16,736
放課後児童健全育成事業	平成21年度～平成22年度	64,020
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成21年度設定文書法制課分)	平成21年度～平成22年度	1,838
同上 (平成21年度設定人事課分)	平成21年度～平成22年度	5,074
同上 (平成21年度設定防災対策課分)	平成21年度～平成22年度	787
同上 (平成21年度設定企画調整課分)	平成21年度～平成22年度	30,490
同上 (平成21年度設定情報統計課分)	平成21年度～平成22年度	127,269
同上 (平成21年度設定東京事務所分)	平成21年度～平成22年度	12,561
同上 (平成21年度設定財政課分)	平成21年度～平成22年度	3,780
同上 (平成21年度設定契約課分)	平成21年度～平成22年度	4,775
同上 (平成21年度設定管財課分)	平成21年度～平成22年度	146,618
同上 (平成21年度設定市民税課分)	平成21年度～平成22年度	9,172
同上 (平成21年度設定生活総務課分)	平成21年度～平成22年度	39,317
同上 (平成21年度設定市民課分)	平成21年度～平成22年度	9,981
同上 (平成21年度設定地域振興課分)	平成21年度～平成22年度	42,451

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成21年度設定土崎支所分)	平成21年度～平成22年度	3,324
同 上 (平成21年度設定西部市民サービスセンター分)	平成21年度～平成22年度	19,359
同 上 (平成21年度設定河辺市民センター分)	平成21年度～平成22年度	7,224
同 上 (平成21年度設定雄和市民センター分)	平成21年度～平成22年度	7,176
同 上 (平成21年度設定河辺地域活動センター分)	平成21年度～平成22年度	1,269
同 上 (平成21年度設定雄和地域活動センター分)	平成21年度～平成22年度	1,269
同 上 (平成21年度設定福祉総務課分)	平成21年度～平成22年度	150,550
同 上 (平成21年度設定食肉衛生検査所分)	平成21年度～平成22年度	3,713
同 上 (平成21年度設定保健総務課分)	平成21年度～平成22年度	34,199
同 上 (平成21年度設定環境総務課分)	平成21年度～平成22年度	1,874,767
同 上 (平成21年度設定商業観光課分)	平成21年度～平成22年度	53,195
同 上 (平成21年度設定工業労政課分)	平成21年度～平成22年度	214,693
同 上 (平成21年度設定港湾貿易振興課分)	平成21年度～平成22年度	95,147
同 上 (平成21年度設定農林総務課分)	平成21年度～平成22年度	8,622
同 上 (平成21年度設定建設総務課分)	平成21年度～平成22年度	65,867
同 上 (平成21年度設定都市総務課分)	平成21年度～平成22年度	770,554
同 上 (平成21年度設定美短事務局総務課分)	平成21年度～平成22年度	48,602
同 上 (平成21年度設定会計課分)	平成21年度～平成22年度	102
同 上 (平成21年度設定議会事務局分)	平成21年度～平成22年度	3,525
同 上 (平成21年度設定選挙管理委員会事務局分)	平成21年度～平成22年度	114
同 上 (平成21年度設定教育委員会総務課分)	平成21年度～平成22年度	172,303
同 上 (平成21年度設定学事課分)	平成21年度～平成22年度	153,186
同 上 (平成21年度設定教育研究所分)	平成21年度～平成22年度	30,859
同 上 (平成21年度設定文化振興室分)	平成21年度～平成22年度	2,947
同 上 (平成21年度設定スポーツ振興課分)	平成21年度～平成22年度	138,877
同 上 (平成21年度設定生涯学習室分)	平成21年度～平成22年度	1,389
同 上 (平成21年度設定中央公民館分)	平成21年度～平成22年度	1,415

施設設備管理費及び機器使用料等 (平成21年度設定土崎公民館分)	平成21年度～平成22年度	538
同 上 (平成21年度設定東部公民館分)	平成21年度～平成22年度	185
同 上 (平成21年度設定南部公民館分)	平成21年度～平成22年度	150
同 上 (平成21年度設定北部公民館分)	平成21年度～平成22年度	154
同 上 (平成21年度設定河辺公民館分)	平成21年度～平成22年度	146
同 上 (平成21年度設定雄和公民館分)	平成21年度～平成22年度	404
同 上 (平成21年度設定太平山自然学習センター分)	平成21年度～平成22年度	32,064
同 上 (平成21年度設定自然科学学習館分)	平成21年度～平成22年度	9,127
同 上 (平成21年度設定中央図書館明德館分)	平成21年度～平成22年度	15,794
同 上 (平成21年度設定土崎図書館分)	平成21年度～平成22年度	4,992
同 上 (平成21年度設定新屋図書館分)	平成21年度～平成22年度	4,822
同 上 (平成21年度設定雄和図書館分)	平成21年度～平成22年度	368
同 上 (平成21年度設定千秋美術館分)	平成21年度～平成22年度	78,209
同 上 (平成21年度設定赤れんが郷土館分)	平成21年度～平成22年度	6,115
同 上 (平成21年度設定民俗芸能伝承館分)	平成21年度～平成22年度	4,940
同 上 (平成21年度設定佐竹史料館分)	平成21年度～平成22年度	4,880
同 上 (平成21年度設定文化会館分)	平成21年度～平成22年度	99,595
同 上 (平成21年度設定商業高校分)	平成21年度～平成22年度	3,523
同 上 (平成21年度設定御所野学院高校分)	平成21年度～平成22年度	1,452
同 上 (平成21年度設定消防本部総務課分)	平成21年度～平成22年度	64,761

(変更)

(単位：千円)

事 項	限 度 額		
	補正前の額	補 正 額	計
バス交通総合改善事業	92,478	8,416	100,894

第4表 市債補正

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
農林水産施設災害復旧費	—	10,400	10,400	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	11,897,500	10,400	11,907,900			

平成21年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第3号）
平成21年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成21年度設定)	平成21年度～平成22年度	15,281

平成21年度秋田市市有林会計補正予算（第1号）
平成21年度秋田市の市有林会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,162千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,064千円とする。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県支出金		4,497	10,194	14,691
	1 県補助金	4,497	10,194	14,691
3 繰入金		117,397	968	118,365
	1 繰入金	117,397	968	118,365
歳 入 合 計		144,902	11,162	156,064

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		31,065	11,162	42,227
	1 造林事業費	31,065	11,162	42,227

歳 出 合 計	144,902	11,162	156,064
---------	---------	--------	---------

第2表 繰越明許費 (単位：千円)

款	項	事業名	金額
2 事業費	1 造林事業費	市有林整備加速化事業	11,162

平成21年度秋田市市営墓地会計補正予算(第3号)
平成21年度秋田市の市営墓地会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45,150千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ129,601千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		48,080	45,150	93,230
	1 繰入金	48,080	45,150	93,230
歳 入 合 計		84,451	45,150	129,601

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 事業費		48,080	45,150	93,230
	1 事業費	48,080	45,150	93,230
歳 出 合 計		84,451	45,150	129,601

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 事業費	1 事業費	平和公園施設等改修事業	45,150

平成21年度秋田市中央卸売市場会計補正予算(第1号)
平成21年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成21年度設定)	平成21年度～平成22年度	34,001

平成21年度秋田市農業集落排水会計補正予算（第2号）
 平成21年度秋田市の農業集落排水会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,204千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,440,211千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 （債務負担行為の補正）
 第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		465,912	4,204	470,116
	1 一般会計繰入金	450,112	4,204	454,316
歳 入 合 計		1,436,007	4,204	1,440,211

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		250,680	4,204	254,884
	1 総務管理費	250,680	4,204	254,884
歳 出 合 計		1,436,007	4,204	1,440,211

第2表 債務負担行為補正

（追加）

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成21年度設定農林総務課分）	平成21年度～平成22年度	170

平成21年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第5号）
 平成21年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。
 （債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 （平成21年度設定）	平成21年度～平成22年度	15,295

平成21年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）
 平成21年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
 （債務負担行為）
 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成21年度設定)	平成21年度～平成22年度	7,000

平成21年度秋田市介護保険事業会計補正予算(第3号)
平成21年度秋田市の介護保険事業会計補正予算(第3号)は、
次に定めるところによる。
(債務負担行為)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険関連サービス委託経費等	平成21年度～平成22年度	212,894
施設設備管理費及び機器使用料等 (平成21年度設定福祉総務課分)	平成21年度～平成22年度	32,701

平成21年度秋田市病院事業会計補正予算(第1号)
(総則)
第1条 平成21年度秋田市病院事業会計の補正予算(第1号)は、
次に定めるところによる。
(債務負担行為)
第2条 平成21年度秋田市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第5条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、予算第4条の次に次の1条を加える。
(債務負担行為)
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(債務負担行為)
第2条 平成21年度秋田市下水道事業会計予算第5条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成21年度から 22年度まで	474,962千円
管渠建設事業	平成21年度から 22年度まで	95,000千円

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成21年度から 22年度まで	619,355千円
病衣等借上経費	平成21年度から 24年度まで	69,000千円

秋田市告示第315号

次の市税督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達ができなかったため、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税督促状は、財政部納税課に保管し、送達を受けべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けべき者の住所および氏名別紙(省略)のとおり
- 送達する書類
平成21年度市税督促状

平成21年度秋田市水道事業会計補正予算(第3号)
(総則)

第1条 平成21年度秋田市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
(債務負担行為)

秋田市告示第316号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

事 項	期 間	限度額
施設設備管理費 及び機器使用料等	平成21年度から 22年度まで	569,143千円
配水管整備事業	平成21年度から 22年度まで	126,000千円

- 都市計画の種類および名称
秋田都市計画中通一丁目地区第一種市街地再開発事業
- 都市計画を変更しようとする区域
秋田市中通一丁目
- 都市計画の縦覧場所

平成21年度秋田市下水道事業会計補正予算(第2号)
(総則)
第1条 平成21年度秋田市下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課

教 委 告 示

秋田市教委告示第19号

平成21年12月18日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成21年12月11日

秋田市教育委員会

委員長 菊 地 重 昭

付議案件

- 1 平成22年度教職員人事異動方針について

選 管 告 示

秋市選管告示第81号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成21年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

- 1 50分の1の数 5,364人
- 2 3分の1の数 89,389人

秋市選管告示第82号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条第2項の規定により、次のとおり投票区を変更したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

平成21年12月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 金 持 巽

投票区名	区 域
秋田市第86投票区 (御所野小学校)	御所野堤台一丁目を加える。 御所野堤台二丁目を加える。

秋市選管告示第83号

秋田市選挙管理委員会規程（昭和37年選管告示第6号）第2条第3項の規定に基づき、秋田市選挙管理委員会の委員長選挙において当選した者の住所および氏名を次のとおり告示する。

平成21年12月25日

秋田市選挙管理委員会

秋田市泉南二丁目3番15号 安 井 貞 三

農 委 告 示

秋田市農委告示第15号

平成21年12月18日午後3時シャインプラザ平安閣秋田に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成21年12月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（7件）
- 2 農地法第4条の規定による許可申請に関する件（2件）
- 3 農用地利用集積計画（平成21年度第8号）に関する件（1件）
- 4 競（公）売等適格証明申請に関する件（1件）
- 5 秋田市小作料協議会を廃止する件（1件）

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第40号

公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、関係図面は、秋田市上下水道局下水道建設課において一般の縦覧に供する。

平成21年12月7日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 供用および下水の処理を開始すべき年月日
平成21年12月22日
- 2 下水を排除すべき区域および下水を処理すべき区域
別紙（省略）のとおり
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 供用を開始しようとする排水設備の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
別紙（省略）のとおり
- 6 縦覧場所の住所
秋田市川尻みよし町14番8号
- 7 縦覧の期間
平成21年12月8日から平成21年12月21日まで（土曜日および日曜日を除く午前8時30分から午後5時30分まで）

公 告

秋田市公告

地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第70号）第3条第1項第4号の規定に基づき、平成20年度に地籍調査を行った区域の土地について、地図および簿冊を作成したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第17条第1項の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の閲覧に供する。

平成21年12月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 調査を行った区域 秋田市河辺松淵字大滝沢、字風無沢出口、字高山下、字餅田沢の各一部、秋田市河辺和田字顎沢、字式田下袋、字松沢の各一部
- 2 地図および簿冊の名称 地籍図原図・地籍簿（案）
- 3 閲覧期間 平成21年12月2日から同月21日までの土曜日および日曜日を除く毎日。ただし、出張閲覧は12月13日(日)に行うこととする。
- 4 閲覧時間（出張閲覧を除く。） 午前9時から午後5時まで
- 5 閲覧場所 河辺市民センター2階 事務室

- 6 出張閲覧場所 秋田市河辺字式田 式田公民館
12月13日(日)午前9時から午後3時まで
- 7 誤り等訂正の申出 閲覧の結果、誤り等があると認められた場合は、閲覧期間内に秋田市長に対して誤り等訂正申出書に記入押印の上、訂正の申出をすることができる。
なお、誤り等訂正申出書は、請求があれば閲覧場所で交付する。
- 8 地図は、平成20年10月測量、簿冊は、平成21年9月24日現在の状況により調査して作成されたものである。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成21年12月1日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所
イオンモール株式会社
代表取締役 村 上 教 行
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (2) 大規模小売店舗の名称および所在地
名 称 イオンモール秋田
所在地 秋田県秋田市御所野地蔵田一丁目1番地1
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
ア 変更前 別表-1（省略）参照
イ 変更後 別表-2（省略）参照
- (4) 変更年月日
平成21年10月30日
- (5) 変更理由
リニューアルによるテナント入替えのため

2 届出年月日 平成21年11月18日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
- (2) 縦覧期間 平成21年12月1日から平成22年3月1日まで

4 意見書の提出先 秋田市商工部商業観光課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名および住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

道路法（昭和27年法律第180号）第17条第3項の規定に基づき、主要地方道秋田岩見船岡線において歩道の新設等を行うことに必要な権限を代行することを公告し、秋田市建設部道路建設課において公衆の縦覧に供する。

平成21年12月1日

秋田市道路管理者

秋田市長 穂 積 志

1 権限の行使区間

路 線 名	権限を行使する区間
主要地方道秋田岩見船岡線	秋田市大町五丁目290番地2 秋田市大町五丁目290番地3

2 権限の行使期間

平成21年12月1日から平成22年3月31日まで

3 縦覧期間

平成21年12月1日から平成21年12月14日まで

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市外旭川字八幡田414番地
佐 藤 公 一
- 2 道路位置指定箇所
秋田市外旭川字山崎61番7および61番7地先道路・水路（法定外公共物）
- 3 道路幅員 4.10～4.11メートル
- 4 道路延長 34.88メートル
- 5 指定年月日および番号
平成21年12月4日 第4号

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として昭和41年3月11日付けで位置の指定した道路（指定番号第100号）の一部を次のとおり廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成21年12月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市新屋栗田町25番26号
石 川 喬
- 2 道路位置の廃止箇所
秋田市八橋本町三丁目450番1の内および450番3の内
- 3 廃止道路幅員 4.00メートル
- 4 廃止道路延長 17.52メートル
- 5 廃止年月日および番号
平成21年12月4日 廃止番号 第1号

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月7日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
山 岸 逸 郎	山岸クリニック 秋田市大住四丁目12番47号

秋田市公告

秋田市が設置している自転車等駐車場のうち、別紙（省略）に記載の自転車等駐車場内に長期間放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

平成21年12月10日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車等

(1) 放置されていた場所および台数（111台）

追分駅前自転車等駐車場	26台
上飯島駅前自転車等駐車場	1台
土崎駅前自転車等駐車場	11台
土崎図書館前自転車等駐車場	13台
土崎駅東西歩道橋下自転車等駐車場	9台
新屋駅前西自転車等駐車場	18台
秋田駅東自転車等駐車場	6台
アトリオン広場地下自転車等駐車場	5台
秋田駅西地下自転車等駐車場	5台
牛島駅西自転車等駐車場	4台
牛島駅東自転車等駐車場	11台
四ツ小屋駅前自転車等駐車場	2台

(2) 撤去し、保管した年月日

平成21年12月3日から同月4日まで

(3) 返還を行う時間および場所

ア 時間 午前10時から午後7時まで

イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所

(4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間

平成21年12月24日から平成22年6月24日まで

2 返還を受けるために必要な事項

自転車等の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車等の処分

この公告に係る自転車等で、公告後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについては、本市で処分する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市市民生活部生活総務課 電話 866-2035

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第13条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第4項において準用する同法第9条第3項の規定に基づき、公告する。

平成21年12月11日

秋田市長 穂 積 志

1 土地区画整理事業の名称

御所野ニュータウン北第一地区土地区画整理事業

2 施行地区

秋田市上北手猿田字堤ノ沢、秋田市上北手古野字台および秋

田市御所野字荒久利の各一部

3 施行認可の年月日

平成17年7月8日

4 施行者の名称

独立行政法人都市再生機構 理事長 小 川 忠 男

上記代理人

秋田市御所野地蔵田1番4

秋田都市開発事務所長 藤 原 洋

5 事業施行期間

平成17年7月8日から平成22年3月31日まで

6 終了認可の年月日

平成21年12月11日

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うインフルエンザ定期予防接種について、別表左欄に掲げる医師が同表右欄に掲げる場所で当該業務を行うので、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月11日

秋田市長 穂 積 志

別表

接種を行う医師	予防接種を行う主たる場所
小 玉 浩 弥	中通総合病院 秋田市南通みその町3番15号

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月11日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
佐 藤 陽 子	秋田県小児療育センター 秋田市八橋南一丁目1番3号
大 野 忠 行	大野小児科医院 秋田市南通築地2番15号

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成21年12月15日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12-1 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時30分まで

ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

バス交通利用促進事業業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成21年12月18日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

バス交通利用促進事業業務委託

(2) 業務内容

バスの行き先表示について実証実験を行い効果等を検証するものである。また、バスマップ、バス案内サービス等の修正についても検討するものである。

(3) 業務期間

契約締結日から平成22年3月24日まで。ただし、期間内での完了が困難な場合は最大3か月程度の期間延長を可能とし、双方協議することとする。

(4) 業務規模

本業務に関する費用は、5,918,850円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない者であること。
- (3) 秋田市内に本社、支社、支店又は営業所を有している者であること。
- (4) 秋田市測量・建設コンサルタント等登録業者で、建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規程により、「都市計画及び地方計画」に登録している者であること。

3 手続等

- (1) 担当部局 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課交通政策室
電話 018-866-2085 FAX 018-866-8814
E-mail : ro-urim@city.akita.akita.jp
- (2) 実施要領の交付
 - ア 交付期間 平成21年12月18日(金)から平成21年12月25日(金)まで
 - イ 交付方法 実施要領は、秋田市都市整備部都市総務課交通政策室ホームページ（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/default.htm>）からの入手を原則とする。また、担当部局においても希望者には直接交付する（直接交付は、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。）。
- (3) 参加表明書の提出
 - ア 提出期限 平成21年12月25日(金) 午後5時
 - イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参（土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。）又は郵送（書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）によること。

(4) 企画提案書の提出

- ア 提出期限 平成22年1月19日(火) 午後5時
- イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
- ウ 提出方法 上記3(3)ウに同じ。

4 参加表明書および企画提案書の審査等

- (1) 参加表明書を提出した者のうちからバス交通利用促進事業業務委託業者選定委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。
- (2) 企画提案は、委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務請負予定者を特定するものとする。

5 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的にその写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し使用することができるものとする。
- (7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 参加表明書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの本市の了解を得なければならない。

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第94条の規定に基づき、差押財産を公売に付すため、国税徴収法第95条および第99条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年12月25日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公売財産 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (2) 公売保証金 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- (3) 見積価額 別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成22年1月8日(金)午後1時から平成22年1月19日(火)午後5時まで
- (2) 入札
平成22年1月25日(月)午後1時から平成22年1月27日(水)午後零時30分まで
- (3) 開札
平成22年1月27日(水)午後零時30分

3 公売場所

ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）

4 公売方法

- ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
平成22年1月27日(水)午後1時
 - 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市財政部納税課
 - 7 買受代金納付期限
平成22年2月3日(水)午後2時30分
 - 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
 - 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
 - 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
 - 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
 - 12 消費税の取扱い
落札価額に消費税相当額を含む（平成20年6月6日の国税徴収法基本通達一部改正による。）。
 - 13 その他
 - (1) 滞納金額の完納等により公売を中止することがある。
 - (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。

秋田市公告

秋田市マイタウン・バス東部線運行業務について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 業務概要
 - (1) 業務名
秋田市マイタウン・バス東部線運行業務
 - (2) 業務内容
本業務は、秋田市上北手地区および太平木曾石地区における路線バスの代替交通を運行するものである。
 - (3) 業務期間
平成22年4月1日から平成22年9月30日まで
 - (4) 業務規模
本業務に関する費用は、8,413,000円（消費税および地方消費税を含む。）以内とする。
- 2 参加資格
本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 経営状況および経営規模において、本業務の履行に支障がない者であること。
 - (3) 業務期間前までに道路運送法第4条の許可を取得できる者であること。
 - (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）が

なされている者でないこと。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
 - (6) 秋田市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていないこと。
- 3 手続等
 - (1) 担当部局 〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部都市計画課交通政策室
電話 018-866-2085 FAX 018-866-8814
E-mail : ro-urim@city.akita.akita.jp
 - (2) 実施要領の交付
 - ア 交付期間 平成21年12月28日(月)から平成22年1月13日(水)まで
 - イ 交付方法 実施要領は、秋田市都市整備部都市計画課交通政策室ホームページ（<http://www.city.akita.akita.jp/city/ur/im/05kotu/default.htm>）からの入手を原則とする。また、担当部局においても希望者には直接交付する（直接交付は、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日までを除く。）。
 - (3) 参加表明書の提出
 - ア 提出期限 平成22年1月13日(水) 午後5時
 - イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参のみとする。
 - エ 受付時間 土曜日、日曜日、祝日および12月29日から1月3日までを除く日の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時までとする。
 - (4) 企画提案書の提出
 - ア 提出期限 平成22年1月25日(月) 正午
 - イ 提出場所 上記3(1)に同じ。
 - ウ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便に限る。）によること。郵送による提出の場合にあっては提出期限までに必着のことにし、持参による提出の場合にあっては提出期限の前日まで（土曜日および日曜日を除く。）の午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで限り受け付けるほか、提出期限の日においては、午前9時から正午まで受け付けるものとする。
 - 4 参加表明書および企画提案書の審査等
 - (1) 参加表明書を提出した者のうちから秋田市マイタウン・バス運行事業者選定委員会（以下「業者選定委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。
 - (2) 企画提案は、業者選定委員会において書類およびヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務請負予定者を特定するものとする。
 - 5 その他
 - (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
 - (2) 提出された書類等は、返却しない。
 - (3) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。

- (4) 提出された書類等は、審査および説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (5) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
- (6) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (7) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (8) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時および計量法によるものとする。

秋田市公告

市有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成21年12月28日

秋田市長 穂 積 志

1 売払い物件の表示

- (1) 物件名 トヨタ センチュリー
- (2) 区分番号 IN10011301
- (3) 最低落札価格 1,200,000円

2 契約条項を示す場所ならびに入札参加申込みの場所および期間

- (1) 場所 ヤフー株式会社の提供する公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）による。
(<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp/>)

(2) 期間

ア 仮申込み

平成22年1月13日午後1時から同年2月4日午後2時まで

イ 本申込み

平成22年1月13日午後1時から同年2月4日午後5時まで

3 入札執行の場所および期間

- (1) 場所 公有財産売却システムによる。
- (2) 期間 平成22年2月18日午後1時から同月25日午後1時まで

4 開札日時

- (1) 場所 公有財産売却システムによる。
- (2) 日時 平成22年2月25日午後1時

5 入札の方法

公有財産売却システムにより入札価格を登録する。
なお、この登録は一回に限り行うことができる。

6 下見会を行う場所および日時

- (1) 場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市役所公用車車庫
- (2) 日時 平成22年1月25日午前10時から午後3時まで

7 入札参加者の資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない個人又は法人であること。
- (2) 日本語を完全に理解できる者
- (3) インターネット公有財産売却システムで公開する秋田市インターネット公有財産売却ガイドラインおよびヤフーオークションに関連する規約・ガイドラインを承諾・遵守する者
- (4) 2により、あらかじめ一般競争入札への申込みをした者で

あること。

8 一般競争入札の参加申込み等に関する事項

(1) 仮申込み

一般競争入札に参加しようとする者は、公有財産売却システムにより参加の仮申込みの手続を行うこと。

(2) 申込手続

一般競争入札の参加申込手続は、前号により参加の仮申込手続を完了した後、2で掲げた期限までに所定の申込書により秋田市財政部契約課に一般競争入札への参加を申し込むものとする。

なお、申込みに当たっては、市が指定する納付方法により入札保証金を納付しなければならない。

9 入札保証金に関する事項

- (1) 最低落札価格の100分の10以上に相当する金額を指定された方法により納付すること。
- (2) 落札者が指定期日までに契約を締結しないときは落札は無効とし、入札保証金は市に帰属する。
- (3) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金に充当するものとする。また、契約保証金は、売払い代金に充当するものとする。
- (4) 入札保証金は、落札者のものを除き、入札期間終了後還付するものとする。

10 入札無効に関する事項

入札の参加に必要な資格のない者のした入札およびガイドラインに記載した事項に違反した入札は、無効とする。

11 契約に関する事項

落札者は、平成22年3月3日午後5時までに契約締結しなければならない。

12 売払い代金の納入

契約を締結した者は、平成22年3月10日午後2時30分までに、当該契約に係る売払い代金を納付しなければならない。

なお、契約を締結した者は、消費税および地方消費税も併せて納付しなければならない。

また、契約を締結した者は、市が発行する納付書により市が指定する期限までに自動車リサイクル料金を納付しなければならない。

13 落札者の決定の方法

3(2)にある入札期間終了後、市は開札を行い、公有財産売却システムによる入札において、入札価格が最低落札価格以上かつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、入札価格が最高価格である入札者が複数ある場合は、くじで落札者を決定する。

14 その他

- (1) 契約を締結した者が、期限までに当該契約に係る売払い代金、消費税および地方消費税を納付しないときは、市は売却決定を取り消すものとする。
- (2) 一度引き渡された物件は、いかなる理由があっても返品および交換はできないものとする。
- (3) 契約を締結した者が、当該契約に係る売払い代金、消費税および地方消費税を納付した時点で、物件の所有権は契約を締結した者へ移転するものとする。
- (4) その他の事項および詳細については、インターネット公有財産売却システムで公開する秋田市インターネット公有財産売却ガイドラインおよびヤフーオークションに関連する規約・ガイドラインによるものとする。

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成21年12月4日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する修繕は、次のとおりである。

修繕番号・修繕名	修繕場所	履行期限	入札参加要件
第39号 手形山送水管伸縮継手補強修繕	横森五丁目地内	平成22年3月19日	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 東北地方に本市と契約を締結できる本社、支店および営業所等を有していること。 ② 秋田市財政部契約課に鋼構造物工事で登録していること。 ③ 水道施設における、送・配水管で口径1,000mm以上の伸縮継手補強工事の施工実績があること（元請・下請は問わない。）。 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記修繕に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- ウ 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- オ 土木工事について資格を有する者を主任技術者として本業務に配置できること。
- カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成21年12月22日(火) 午前11時
- 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室（庁舎 北側）
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成21年12月25日(金)
- 注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成21年12月15日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（別記様式1（省略））
 - イ 施工実績調書（別記様式2（省略））
 - ウ 配置予定技術者の資格・工事経歴（別記様式3（省略））（資格者証の写しを添付）
- (2) 申込書等の提出
申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成21年12月4日(金)から平成21年12月15日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 - ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成21年12月18日(金)に通知する。

5 設計書および設計図面の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成21年12月4日(金)から平成21年12月21日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、平成21年度受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成21年12月7日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次
賦課対象区域

広面字近藤堰越および広面字堤敷の各一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地）

秋田市上下水道局公告

次のとおり公共下水道築造工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）の入札参加資格の申請を受け付けるので公告する。

平成21年12月15日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 本工事は共同企業体による工事である。
- (2) 工 事 番 号 下管渠 第38号
- (3) 工 事 名 公共下水道築造工事
- (4) 工 事 場 所 桜四丁目地内
- (5) 工 事 概 要 管きょ工（堆進）
鉄筋コンクリート管（φ1350）L=204.26m
管きょ工（開削）
鉄筋コンクリート管（φ700）L=38.70m
マンホール工
組立5号マンホール 1箇所
組立角形マンホール 2000×2000 1箇所
組立角形マンホール 1200×1200 2箇所
付帯工 1式
- (6) 工 事 期 限 平成22年3月31日(水)
- (7) 予 定 価 格 150,548,000円（消費税別）
- (8) 開札予定期日 平成22年1月27日(水)
- (9) 契約予定期日 平成22年2月2日(火)
- (10) 注 意 事 項
ア この入札は電子入札により執行する。
イ 秋田市財務規則、秋田市電子入札システム運用基準および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
ウ 本案件は、低入札価格調査制度を採用している。
エ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

オ 入札執行回数は、1回を限度とする。
公表した予定価格を超える金額の入札は無効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 共同企業体に関する事項

ア 共同企業体の結成は、(2)に定める共同企業体の構成員の資格を満たす者2社による自主結成とする。

イ 各構成員の出資比率は、30パーセント以上とする。ただし、共同企業体の代表者の出資比率は構成員中最大であるものとする。

(2) 共同企業体の横成員に関する事項

代表者要件

ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事に登録されていること。

イ 特定建設業の許可（土木工事業）を有すること。

ウ 密閉型大口径推進工法（内径1,000mm以上のものに限る。）による公共下水道築造工事の元請実績があること。

エ 秋田市内に営業所（建設業法第3条第1項に規定するもの）を有すること。

オ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上であること。

カ 土木工事に係る資格および推進工事技士の資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。

キ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

代表者以外の構成員要件

ア 公告日時において、秋田市の一般土木工事業のA級に等級格付けされていること。かつ、当該工種の総合点数が850点以上であること。

イ 当該工種で経営事項審査の技術職員区分において1級に該当する技術者が3人以上いること。

ウ 特定建設業の許可（土木工事業）を有すること。

エ 土木工事業の許可を有しての営業年数が6年以上あること。

オ 土木工事に係る資格を有する者を監理技術者又は主任技術者として、本工事に専任で配置できること。

カ 公告日時において、指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者でないこと。

3 入札参加資格審査の申請に関する事項

(1) 入札に参加しようとする共同企業体は、平成22年1月8日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式1）

イ 特定建設工事共同企業体協定書（様式2）の写し

ウ 施工実績調書（共同企業体の構成員ごとに提出し、秋田市発注以外の工事については、契約書の写しおよび工事概要が客観的に分かる書類を添付のこと。）（様式3）

エ 配置予定技術者調書（共同企業体の構成員ごとに作成し、それぞれ資格者証の写しを添付のこと。）（代表者の配置予定技術者については、社団法人日本下水道管渠推進技術協会認定の「推進工事技士」の資格者証の写しを添付のこと。）（様式4）

オ 誓約書（様式5）

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成21年12月15日(火)から平成22年1月8日(金)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市財政部契約課工事契約担当

ウ 申請用紙 秋田市のホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 上下水道事業管理者が指名する共同企業体には、共同企業体の代表者あてに指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知によりその旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年1月19日(火)に電子入札システムを使用して、3の(1)により届出のあったe-mailアドレスに対して通知する。

(4) 本入札は電子入札により執行する。共同企業体の構成員が構成員自身のために購入した電子証明書は、本入札には使用できないため、本入札で使用する電子証明書は、指名通知日の平成22年1月19日(火)に契約課窓口で貸出しを行う。貸出しを受けた電子証明書は、平成22年1月28日(木)午後5時までに返却すること。

5 設計書・設計図面の販売および閲覧に関する事項

(1) 設計図書は、次に記載する販売店において販売および閲覧に供するので、入札参加を希望する者は、期間内に設計図書を入手すること。

(2) 販売店 財団法人秋田市総合振興公社住宅事業部
秋田市山王一丁目2番35号(市役所山王別館1階)
電話 018-863-2581 FAX 018-863-6556

(3) 販売期間 平成21年12月15日(火)から平成22年1月20日(木)までの販売店の営業時間内

(4) 設計図書の販売価格 1式 9,550円(設計書550円、図面9,000円)(税込み)(CD-ROM有1枚1,000円)

(5) 購入方法 設計図書の購入を希望する者は、「設計図書購入申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)により、平成22年1月20日(木)までにFAXで販売店へ申し込むこと。

(6) 設計図書は、「設計図書購入申込書」に記入した受取希望日に販売店において直接受け取る。ただし、販売店の都合により受取希望日に販売できない場合もあるため、販売店の指示に従うこと。

(7) 設計図書の閲覧は、販売店内にある閲覧室でのみ可能である。(無料)

(8) 閲覧期間 平成21年12月15日(火)から平成22年1月26日(火)午後3時までの販売店の営業時間内

(9) 閲覧方法 設計図書の閲覧を希望する者は、販売店の受付に「設計図書閲覧申込書」(契約課ホームページからダウンロードすること。)を持参すること。

6 その他

(1) 申請に係る費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 落札者は、配置予定技術者調書に記載した技術者を本工事に専任で配置すること。

(4) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部契約課工事契約担当
電話 018-866-2165